

特定震災特例経営強化計画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第11条第2項)

2025年11月

いわき信用組合

特定震災特例経営強化計画 目次

第1 前経営強化計画の実績についての総括	・・・ 1
(1) 経営環境	
(2) 前計画期間（2016年4月～2021年3月）における取組み状況	
(3) 資産負債の状況	
(4) 損益の状況	
第2 特定震災特例経営強化計画の実施期間	・・・ 10
第3 経営指導契約の内容	・・・ 11
(1) 契約期間	
(2) 指導及び助言	
(3) 報告の提出	
(4) モニタリング及び監査	
第4 損害担保契約の内容	・・・ 12
第5 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として 業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	・・・ 12
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主とし て業務を行っている地域における経済の活性化に資するための 方針	
(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策	
(3) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとす る被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策	
(4) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化 に資する方策	
(5) 経営基盤の充実のための方策	
第6 全信組連による優先出資の引受にかかる事項	・・・ 28
(1) 優先出資の金額・内容	
(2) 金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方法	
第7 剰余金の処分の方針	・・・ 29
第8 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のため の方策	・・・ 29
(1) 経営管理にかかる体制及び今後の方針	
(2) 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針	
(3) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市 場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況並びにこれらに 対する今後の方針	

第1 前経営強化計画の実績についての総括

(1) 経営環境

はじめに、2024年11月に公表いたしました一連の不祥事件につきまして、お客様をはじめとする地域の皆様方に多大なるご心配とご迷惑をおかけしたこと深くお詫び申し上げます。

当信用組合は、2012年1月に金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、「金融機能強化法」という。）附則第11条に規定する特定震災特例協同組織金融機関として全国信用協同組合連合会（以下、「全信組連」という。）を通じ200億円の資本支援を受け、資本の増強を図り、2016年4月～2021年3月までの特定震災特例経営強化計画を策定し、地域に密着した金融機関として東日本大震災からの復旧・復興に向け全力で中小零細事業者・個人の皆様に対し積極的な信用供与の維持・拡大と各種サービスの提供に取組んでまいりました。

当信用組合の営業地区におきましては、復旧計画に基づく社会インフラの整備等は着実に進展している一方で、廃炉に向けた動きの中で、避難指示解除に伴う帰還者動向や風評被害の問題は根深く、震災前の事業規模までは回復していない事業者も数多く見受けられ、未だ復興の途上にあります。また、2019年の台風被害や長期にわたるコロナ禍の影響も重なって、その先行きは不透明で、地域経済の停滞や市場規模の縮小が懸念される厳しい状況が続いております。

このような環境にあって、十分かつ円滑な金融仲介機能を発揮していくことが、地域経済の復興と活性化には不可欠であり、相互扶助を理念とする私ども信用組合の使命と捉え、独自性を発揮して様々な施策をスピーディーに実行し、復興ステージの進捗に伴い多様化するニーズに対し、的確かつ迅速な対応に取組んでおります。

当信用組合は、2025年5月29日に東北財務局より発出された業務改善命令を受け同年6月30日に同局宛提出いたしました業務改善計画書及び同年10月31日に金融庁より発出された行政処分を受け同年11月14日に見直しを行い提出した業務改善計画書に基づき、役員が率先して企業風土の抜本的な改革に取組み、組織全体に「新生いわしん」を浸透させ、業務改善計画に掲げた各種取組を着実に進めてまいります。また、同計画書に係る各種取組については不断の見直しも行い、相互扶助を理念とする協同組織金融機関として、職員のみならず、組合員並びにお客様、地域の皆様の声に真摯に耳を傾け、これからも地域を支える金融機関としての役割を果たしてまいります。

(2) 前計画期間（2016年4月～2021年3月）における取組み状況

① 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化の方策に対する実績

ア. 復興・創生支援にかかる関連部署の連携強化

当信用組合は、与信関連部署である融資部・債権管理部・事業支援部間において、定期的又は随時のミーティングの実施により連携強化を進めてまいりました。

また、企業のライフサイクルに応じた支援を一気通貫で行える体制を構築し、営業店との連携による本業支援の取組みを強化するための専担部署として事業支援部の人員を2020年度、3名増員し8名体制とし、中小規模事業者等に対する資金供給の円滑化、創業・新事業支援、成長支援、事業再生・事業承継支援等にかかる態勢の強化を図ってまいりました。

イ. 営業体制の充実

(A) 効果的な営業力の強化と人材育成

a. 人員の効率的配置による相談機能強化

お取引先への円滑な信用供与による震災復興を図るためには、営業店の機能強化が不可欠であり、統廃合店舗の所属職員を適性に応じて基幹店舗を中心に再配置し、相談機能を充実させて金融支援に取組んでおります。また、復興や営業力強化に関する意欲・意識の高い支店長を登用するため、2012年3月から支店長公募制度を導入し(2021年3月)現在まで17名を公募登用しました。また、2012年9月より顧客層の高齢化が進む玉川支店において、女性目線を活かした「やさしさ」をコンセプトとした店舗作りを目指し、女性営業担当者2名を配置し、金融相談や相続・税金相談まで幅広い業務に取組みました。顧客からもおもてなしの心や女性ならではの気づき等が高い評価を得ており、2021年3月現在で女性営業の活躍の場が見込まれる店舗（江名支店・勿来支店・玉川支店・泉支店・湯本支店・郷ヶ丘支店）に、女性営業担当者を配属し取組んでおります。

b. 職員の営業力の強化

当信用組合では、従来から通常業務におけるOJTのほか、与信関連部署による勉強会の実施や外部講師による実践訓練研修、内部講師による感動満足接客研修等を定期的に開催するなどして職員の育成に努めています。

2012年7月より感動接客を通じた営業力強化プロジェクト・接客スタンダードを策定して、「いわき信用組合だからできるお客様対応の強み、気持ちに寄り添い気持ちにこたえる（ホスピタリティーの心）」をテーマに顧客感動満足の向上に取組んでおります。2014年度からは、支店長代理以下の若手を中心にCISマイスター制度（CIS：Customer Impressive Satisfactionの頭文字から取った“顧客感動満足”を指す言葉です。）営業バージョンを導入し、資格取得に取組み、有資格営業担当者が日々の営業活動に活用しております。

他方、未曾有の複合災害をもたらした東日本大震災から10年経過し、復興ステージの進捗に加え、2019年の台風被害や今般のコロナ禍影響も重なって、復興ニーズも多様化しており、複合的な支援を求められることから、各担当者の営業スキルアップを目的とした戦略セル研修（職階別少人数による研修）や今般のコロナ禍影響により、制限される対面機会を有効的に活かし、顧客利便性を損なうことなく、架電を活用した「スマート営業」を2020年7月より導入し、更なる営業力強化に取組んでおります。

（B）相談体制機能の強化

a. 専門家によるコンサルティングの実施

当信用組合は、2008年度より中小企業が抱える経営課題解決に向けた国の支援事業に参画したことを機に、各種団体や地域の商工会議所・商工会と連携しながら、相談機能の充実を図っております。

顧問契約を締結している中小企業診断士等2名の専門家による常設の相談対応のほか、オールふくしま中小企業・小規模事業者経営支援連絡協議会（よろず支援拠点、事業承継・引継ぎ支援センター、信用保証協会、再生支援協議会等）の専門家派遣を積極的に活用してまいりました。お取引先の復興・再生に係る相談対応に加え、「新型コロナウイルス感染症」の影響を受けているお取引先の業況悪化に伴い懸念される廃業・倒産の前倒し、また、事業承継への対応を強化する一方、創業を志す方やお取引先の新規事業・事業再構築に向けた取組み等の支援強化に向け、より具体的・実践的なアドバイスを行っております。

b. 各種情報提供の実施

当信用組合では、取引先を会員とする経営者交流会「うるしの実クラブ」の活動の一つとして、会員相互の事業の活性化、業況拡大・好転を目的としたビジネ

スマッチング交流会を毎年1回開催してまいりました。

2019年11月には、東北地域で初開催となる「新現役交流会」を含む「人材マッチング交流会」を開催いたしました。これは、主に首都圏在住の企業OBを中心とした専門人材と『地方で働くことに興味のある若手人材』をいわき市に招請し、さらに市内の就労移行支援事業者も加えて、地域企業の人材不足、人手不足の課題解決に資する「ダイバーシティ人材のマッチング」をテーマとして開催したものです。参加企業は20社で、三者と延べ110の面談を実施しました。

また、より広域的な販路拡大を希望するお取引先も多いことから、当信用組合は信用組合のネットワーク等を通じ、首都圏等で開催される商談会・物産展等への出展支援を行ってきました。2020年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い中止となった商談会の代替として、事業の縮小や売上減少等を余儀なくされた事業者の商品を、信組業界クラウドファンディング「MOTTAINAI もっと」を活用して全国に情報発信し、販売支援を行っております。

c. 休日営業相談業務の実施

当信用組合では、ローンセンターにおいて休日相談を受けるほか、営業時間内に来店することが困難なお客様への対応として、2012年3月から、全営業店において17時まで時間を延長し窓口相談対応を受け付ける態勢しております。

また、2020年5月のGW中に本店営業部、植田支店、玉川支店、本庁前支店で実施した新型コロナウイルス感染拡大に伴う休日相談業務においては、5日間で232人の来店顧客数がありました。

(C) 戦略的営業活動の展開

a. 地域に密着した営業活動の展開

当信用組合では、協同組織金融機関の特徴である相互扶助の精神と、『お客様の顔が見える』狭域高密度経営の実践として、当信用組合創立以来、事業先及び個人宅を訪問しての集金業務や満期案内を通じ、お客様の満足度を高めるべく営業活動を実践しております。

当信用組合では、地域における人々の信頼関係や結びつきを「ソーシャル・キャピタル（社会関係資本）」という概念で捉え、そこに着目して行う独自の審査から、幅広い方々に他の金融機関と同様の金融サービスを提供しています。

震災後は、更なる地域密着型金融の実現を図るために、職域サポートプラン「いわしん安心バリュー」を積極展開しております。事業先との相互信頼を基本として同先の福利厚生施策の一端を担い、その企業で働く従業員に対し、金融面からの支援を行うことで、モチベーションを高め、事業の安定・発展に寄与することを目的とするものです。事業先のみならず、そこで働く従業員、そして当信用組合が三位一体となり、相互信頼を構築することにより、新たな資金需要の創造を進めております。なお、2021年3月末現在、締結事業先数は1,531先、従業員へのローン実行実績は1,286件1,871百万円となりました。

今般のコロナ禍影響によりサービス提供の非対面化が進む中、制限される対面機会を有効的に活かし、顧客利便性を損なうことなく、架電を活用した金融サービス情報の提供・集積により、営業担当者と内部担当者がペアとなり情報を共有する「スマート営業」の導入により、更なる営業力強化に取組んでおります。

b. 震災対応商品の提供と開発

当信用組合では、対面によるヒアリングを丁寧に行うことで書面には表れないお客様個々の事情に即した与信判断が可能なため、協同組織金融機関としての特性を活かした機動的な資金提供を行っております。

また、震災発生直後から震災対応商品の取扱いを開始し、地方公共団体との連携による融資を併せると、2021年3月末までに、2,280件、37,687百万円の融資を実行しました。

2012年4月からは、新たに事業再建に必要な資金として、原則として担保不要でご利用いただける「ちいきの“力”5000・3000」を、同9月には業容の拡大や新分野への進出、雇用創出等を目的とするために必要な資金としてご利用いただける「エール」を発売しました。

【東日本大震災関連商品と融資実績】(2021年3月末現在)

(法人・個人事業者向け災害復旧支援事業)

【単位：千円】

商品名	プロパー・ 保証協会	資金使途	ご融資金額	ご融資期間	実行 件数	実行 金額
いわしん災害 復興資金 (2021年3月 31日にて取扱 終了)	プロパー	事業の再建に必 要な運転・設備 資金	運転3,000万円以内 設備5,000万円以内 ※福島原発事故の影響に による事業再起の場合、運 転・設備併せて3,000万 円以内	運転7年 以内 設備10 年以内 (据置期間 2年以内)	273 件	3,564,794
いわしん災害 復興特別資金 (2021年3月 31日にて取扱 終了)	プロパー	事業の再建に必 要な運転資金	1億円以内	3年以内	142 件	8,181,248
いわき市中小 企業融資制度 (災害対策特別 資金)	保証協会 保証付	事業の再建に必 要な運転・設備 資金	3,000万円以内 (いわき 市中小企業融資制度の限 度枠とは別枠)	10年以内 (据置2年 以内)	41件	363,640
いわき市中小 企業不況・倒 産関連対策資 金	保証協会 保証付	事業の再建に必 要な運転・設備 資金	運転・設備3,000万円以 内	10年以内 (据置1年 以内)	60件	455,300
福島県緊急経 済対策資金 (震災対策特別 資金)	保証協会 保証付	事業の再建に必 要な運転・設備 資金	運転・設備8,000万円以 内 (運転・設備併用の場合 は8,000万円限度とす る)	10年以内 (据置2年 以内)	24件	285,310
ふくしま復興 特別資金	保証協会 保証付	事業の再建に必 要な運転・設備 資金	運転・設備8,000万円以 内 (運転・設備併用の場合 は8,000万円限度とす る)	15年以内 (据置3年 以内)	916 件	13,454,634
ちいきの “力”5000・ 3000	プロパー	事業の運営に必 要な運転・設備 資金	3000：運転・設備3,000 万円以内 5000：運転・設備5,000 万円以内 (運転の場合月商の1.5 倍までとする)	運転 7年以内 設備 10年以内	441 件	5,141,955

地域復興応援商品 「エール」	プロパー	業容の拡大、新分野への進出、雇用の創出目的とするために必要な運転資金・設備資金	3億円以内	運転 7年以内 設備 20年以内	149 件	4,854,950
-------------------	------	---	-------	---------------------------	----------	-----------

(個人向け災害復旧支援事業)

【単位：千円】

商品名	プロパー・保証協会	資金使途	ご融資金額	ご融資期間	件数	金額
いわしん災害復興住宅ローン	プロパー	住宅の新築・購入・修繕（リフォーム等）・整地等	4,000万円まで	最長35年以内	68件	1,110,390
災害復興多目的ローン (2013年3月31日にて取扱終了)	ジャックス保証	自宅リフォーム（借換含む） 車購入（借換含む） 家財購入・医療費	リフォーム 1,000万円まで 自動車500万円まで 家財500万円まで	リフォーム 6ヶ月～20年 自動車 6ヶ月～8年 家財 6ヶ月～10年	122件	261,980
マイカーローン (罹災者専用の取扱いは2018年6月30日にて終了)	プロパー	車両購入・修理等	1,000万円まで	最長10年以内 (罹災者の場合最長8年以内)	6件	9,080
メモリアルローン (2018年6月30日にて取扱終了)	プロパー	葬儀費用 墓石建立・修理費用 永代供養費用 その他の冠婚葬祭費用支払い資金	100万円まで	最長7年以内	13件	11,020
東日本大震災緊急生活支援資金 (2011年9月30日にて取扱終了)	プロパー	生活支援資金	30万円以内 (原則10万円以内)	最長3年6ヶ月 (1年間据置可能)	25件	3,410

② 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制

ア. 常務会による検証

強化計画につきましては、諸施策への取組状況を主管部署である総務部にて取りまとめのうえ常務会に報告し、その進捗状況を月次で検証しております。

強化計画に掲げる施策への取組みが捗々しくない場合におきましては、常務会においてその要因を把握のうえ、所管部に対し改善策の検討・策定を指示することにより、強化計画の着実な履行を進めております。

イ. 理事会による検証

常務会における検証内容につきまして、理事会に月次で報告して、非常勤理事及び非常勤監事の知識、経験に基づいた幅広い視点から検証を行い、必要に応じてその後の取組みに反映することにより、地元の復興、経済活性化への取組みに活かしております。

③ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者

の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

ア. 担保・保証に過度に依存しない融資の促進

日常の業務活動における取引先事業者の業況把握や、財務・定性情報の集積による経営実態を踏まえた信用リスクの把握、事業の見通しや事業からのキャッシュフローを重視した融資審査の強化により、担保・保証に過度に依存しない融資の促進に取組んでまいりました。

イ. 復興に向けた法人・個人事業者向け融資の推進

当信用組合では、対面ヒアリングを丁寧に行うことで、書面には表れないお客様個々の事情に即した与信判断が可能なため、無担保・無保証のプロパー資金や福島県・いわき市の制度資金の震災関連融資を推進してまいりました。

ウ. 信用保証協会保証付き融資の推進

信用保証協会の低金利の融資制度は中小企業からの需要が多いことから、信

用保証協会との意見交換会を開催し、その推進を図ってまいりました。また、福島県中小企業団体中央会やいわき商工会議所と適宜連携を深め、需要発掘に努めてまいりました。

2020 年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた事業者に対する資金繰り支援として、引き続き信用保証協会を活用した低金利の各種制度融資の推進に取組んでまいりました。

エ. 政府系金融機関との協調

震災復興に向けた資金ニーズに対応するため、政府系金融機関と協調した融資や代理貸付にも積極的に取組んでおります。特に、創業支援及び事業承継支援分野において、日本政策金融公庫と連携協定を締結するとともに協調融資商品の取扱いも行っております。今後におきましても、信用供与の方法について、一層の充実を図ってまいります。

(3) 資産負債の状況

① 預積金

預積金は、顧客利便性を重視し、柔軟な対応を第一義とした訪問活動の中で顧客情報の収集に重点を置き、各種ニーズの発掘、そのニーズに応じた関連情報発信に努める営業活動を展開いたしました。そのような中、2020 年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大不安から、事業先を中心に手許に資金を保有する傾向が続き、定期性から流動性への移行やコロナ対策関連融資金の滞留も重なって、2021 年 3 月末預積金残高 195,512 百万円となり、2016 年 3 月末預積金残高 180,349 百万円に対し、15,163 百万円増加となりました。

② 貸出金

貸出金は、事業性資金・個人消費資金併進を基軸に、個別事情に応じた適時、適切な対応を第一義として、融資条件の弾力化を含めた再生に向けた復興支援とともに、創業・新事業支援を始めとする新規顧客の創造を重要項目として積極的に推し進めてきました。そのような中、2020 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の収束が見通せない状況にあって、その影響は多業種に亘って広がり、市内経済活動も縮小する環境の中、取引先のみならず広く、事業者等個々の実情に沿った柔軟な支

援を迅速且つ適切に推し進め、2021年3月末貸出金残高 117,204百万円となり、2016年3月末貸出金残高 102,347百万円に対し、14,857百万円増加となりました。

(4) 損益の状況

① コア業務純益

コア業務純益は、流動性預金増加に伴う預金利息の減少や経営効率化による経費削減等があったものの、被災者既往貸出への条件変更等の柔軟な対応や復興・新規事業・経営支援等の低金利新規融資推進等による平均約定金利の低下を主要因に貸出金利息が減少したことや市場金利低下の影響を受けた余資運用利息の減少等により、2020年度は、2016年3月末 641百万円に対し、340百万円減少の 301百万円となりました。

② 当期純利益

当期純利益は、2012年3月期決算におきまして、多額の与信関連費用を計上したことから 9,857百万円の損失となりましたが、2013年3月期以降は、特定震災特例経営強化計画に沿った収益力強化と資産の健全化、並びに被災者顧客の救済及び利便性向上を経営の柱として営業推進を行った結果、2017年3月期から2021年3月期までの5年間の累積で 1,910百万円の利益計上となりました。

第2 特定震災特例経営強化計画の実施期間

当信用組合は、金融機能強化法附則第11条第1項第1号の規定に基づき、2021年4月から2026年3月までの特定震災特例経営強化計画（以下、「強化計画」という。）を実施いたします。

なお、当信用組合は、2025年5月29日に東北財務局より発出された業務改善命令及び同年10月31日に金融庁より発出された行政処分に基づき、本強化計画の見直しを行っております。

今後も強化計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、又は生じることが予想される場合には、遅滞なく全信組連を通じて金融庁に報告いたします。

第3 経営指導契約の内容

(1) 契約期間

当信用組合では、全信組連との間で、金融機能強化法附則第11条第1項第2号の規定に基づき、経営指導契約を締結しております。

当該契約の締結日は、同法第26条の規定に基づき、全信組連が買取りを求める信託受益権にかかる優先出資のうち、当信用組合が発行するものの払込期日とし、期日は同法附則第16条第3項の規定に基づく経営が改善した旨の認定又は同法附則第17条第2項の規定に基づく事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定のいずれかを申請する日までとすることとしております。

(2) 指導及び助言

当信用組合では、経営指導契約に基づき、全信組連より、被災債権の管理及び回収に関する指導その他業務の改善のために必要な指導及び助言を受け、これに基づいた適切な業務実施を行っていくこととしております。

また、2025年6月30日に東北財務局へ提出した業務改善計画及び同年11月14日に金融庁へ見直しを行い提出した業務改善計画書の履行についても、助言・指導を受けることとし、適切な経営管理態勢・内部管理態勢の確立、法令等遵守意識の醸成・徹底等をしてまいります。

(3) 報告の提出

当信用組合では、経営指導契約に基づき、全信組連からの求めに応じ、自らの業務及び財産の状況に関する以下のような報告を適時・適切に行ってまいります。

- ◇ 特定震災特例経営強化計画の履行状況報告書（半期毎）
- ◇ 被災債権の管理・回収に関する報告書（半期毎）
- ◇ 各期末における財務諸表等（半期毎）
- ◇ 業務改善計画の取組の進捗状況に関する報告等（四半期毎）
- ◇ その他業務及び財産の状況にかかる報告（随時）

(4) モニタリング及び監査

当信用組合では、経営指導契約に基づき、全信組連による、強化計画の進捗状況等にかかる定期又は随時のモニタリングを受けるとともに、原則として毎年、全国信用組合監査機構による監査を受査することとしております。

当信用組合は、同監査機構に対して適時適切に情報を開示したうえで、同監査機構の指摘・助言を真摯に受け止め、各種施策に反映させることで、今後、不祥事件の再発防止を図ってまいります。

第4 損害担保契約の内容

金融機能強化法附則第19条第1項において、事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定を受けた特別対象協同組織金融機関等は、預金保険機構に対し、被災債権の譲渡その他の処分について締結した損害担保契約により生じる損失の一部を補てんするための契約の締結を申し込むことができるとされておりますが、当信用組合は、現時点では、被災債権の譲渡その他の処分について損害担保契約を締結することは想定しておりません。

また、将来において、損害担保契約が必要とされる場合には、慎重な検討を行い、対応を図ってまいります。

第5 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

① いわき市の経済・地域情勢

当信用組合の主たる営業基盤であるいわき市は、福島県の東南端、東は太平洋に面し、重点港湾指定を受けた福島県最大の小名浜港を始めとする11か所の港を有しており、漁業・海産物加工業が盛んな地域です。また、年間を通して寒暖の差が少なく、東北地方の中では年間日照時間が最も長く、1日の平均気温が最も高い温暖な気候と国宝 白水阿弥陀堂、塩屋崎灯台等歴史的建造物、スパリゾートハワイアンズ、アクアマリンふくしま等の観光施設などの多彩な資源を活かした観光都市となっています。

域内人口動向につきましては、原発事故の影響により避難を強いられている方々

の定着に加え、廃炉対応や復興整備事業の長期滞在従事者を含め居住人口並びに世帯数は増加推移にありましたが、原災地域の環境整備の進捗に伴う帰還者の増加や震災以降少數推移にあった転出者数も復興の進展とともに増加推移にあり、実質人口は震災前を割込んでいます。

復興再生需要による公共投資の大幅増加と実質人口増加に伴い、消費動向、生産活動・需要動向も堅調に推移しております。また、当市の基幹産業である観光業においても公共施設の再開や各種イベント開催等により堅調に推移しています。

他方、公共投資においては、復興の進捗に伴い縮小推移にあり、2019年の台風による水害と断続的に発生する震度5クラスの余震被害が続く中で、長期に亘ったコロナ禍の影響による大規模な経済活動の縮小が惹起され、その影響は、多業種に亘って広がっており、地域経済の停滞が懸念されます。

【いわき市経済の主な指標】

【いわき市内の人団・世帯数動向】

※2015年10月国勢調査速報値に基づく推計人口

区分 / 年次	2011年3月 (震災前)	※2017年3月	※2018年3月	※2019年3月	※2020年3月	※2021年3月
実質人口	341,402人	346,119人	343,258人	340,561人	337,765人	334,782人
世帯数	128,960世帯	142,072世帯	142,265世帯	142,904世帯	143,500世帯	144,119世帯

【いわき市の需要動向計数】

区分 / 年次	2010年 (震災前)	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
大型小売店等販売額	68,603百万円	81,763百万円	79,785百万円	77,103百万円	74,924百万円	76,999百万円
自動車新規登録台数	20,608台	20,034台	20,681台	20,332台	21,098台	18,105台
新設住宅着工戸数	1,712戸	3,420戸	3,448戸	2,417戸	1,646戸	2,001戸

【いわき市産業振興部 産業創出課 発行 「TRAIL(トレイル)」より抜粋】

【稼働法人先数動向】

区分 / 年次	2011年3月 (震災前)	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
稼働法人先数	6,974先	7,402先	7,433先	7,559先	7,563先	7,589先

いわき法人会資料抜粋

② 東日本大震災による影響

当地域は、他の地方都市同様、企業の減少・少子高齢化等の課題を持ち合わせている一方で、廃炉にむけた関連企業等の進出に加え、これらがもたらす雇用創出等、地域活性化に繋がる期待もあります。

物流・観光の一大拠点である小名浜港湾にかかる整備事業を始め、復旧計画に基づく社会インフラの整備状況は順調に推移しており、遞減傾向にあった稼動法人数も増加しております。他方、廃炉に向けた動きの中で、依然として、原発事故風評被害による先行きに対する不透明感から、漁業を始めとする第1次産業への影響は深刻な状況が続いています。

今もなお続いている原発事故を含めた震災影響のみならず、2019年の台風被害や今般の新型コロナウイルス感染症の影響も重なって、昨今の経済環境の変化が及ぼす影響は新たな懸念であり、震災影響だけを勘案することが困難であるものと考えます。

地域経済を脅かす要因は様々であり、このような環境にあって、十分かつ円滑な金融仲介機能を発揮していくことが、相互扶助を理念とする私ども信用組合の使命と捉え、地域の復興・創生、地域経済の活性化へ向けた支援策に積極的に取り組んでまいります。

③ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化のための基本的な取組姿勢

当信用組合では、地域での「つながり」、地域社会における人々の信頼関係や結びつきを『ソーシャル・キャピタル（社会関係資本）』と定義づけし、それを基軸とすることで、顧客それぞれに合った価値創造提案や課題解決提案などによる伴走型金融支援を積極的に進めております。

地元の皆様が懸命に復興・再生に努力されている中、抜本的な経営改善・企業再

生を、スピード感を持って行うことが求められています。当信用組合では、取引先との取引継続、経営の質的改善等に親身に応じてまいりましたが、相次ぐ自然災害と予期せぬ感染症の蔓延など地域社会及び経済の不確実性は高まっています。

このような環境にあって、十分かつ円滑な金融仲介機能を発揮していくことが、地域経済の復興と活性化には不可欠であり、相互扶助を理念とする私共信用組合の使命と捉え、独自性を発揮して様々な施策をスピード一貫で実行し、多岐にわたる復興ニーズに対し、的確かつ迅速な対応に取り組んでまいりました。

そのような中、2016年8月にいわき市の創業支援事業において「認定連携創業支援事業者」に選定され、以後2017年からいわき市特定創業支援事業として「創業塾」を開催しています。さらには創業・起業を支援する投資ファンドの設立、当信用組合がエリアオーナーとなって運営するクラウドファンディングサイトの開設などによる創業・新事業支援を積極的に進めるなど、地域の復興に資する施策に積極的に取組み、地元復興を推し進めております。

加えて、更なる地域密着型金融の実現を図るために、職域サポートプラン「いわしん 安心バリュー」を推進しています。これは、事業先との相互信頼を基本として同先の福利厚生施策の一端を担い、その企業で働く従業員に対し、金融面からの支援を行うことで、モチベーションを高め、事業の安定・発展に寄与することを目的とするものです。事業先のみならず、そこで働く従業員、そして当信用組合が三位一体となり、相互信頼を構築することにより、円滑な信用供与を進めてまいります。

（2）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化の方策

① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備の方策

ア. 復興・創生支援にかかる専担部署の態勢強化

当信用組合は、与信関連部署である融資部・債権管理部・事業支援部において、情報共有を目的とした定期的又は随時のミーティングの実施により連携強化を進めています。

今後におきましては、営業店との連携による本業支援の取組みを強化するための専担部署である事業支援部を中心に、中小企業・小規模事業者に対する資金供給の円滑化、創業・新事業支援、成長支援、事業再生・事業承継支援等、企業のライフサイクルに応じた支援を一気通貫で行える態勢の強化を図ってまいります。

イ. 営業体制の充実

(A) 効果的な営業力の強化と人材育成

当信用組合は、お取引先への円滑な信用供与による震災復興を図るために、営業店の機能強化が求められることから、定期的な人事異動により職員の適性に応じて基幹店舗を中心に効率的に配置し、取引先からの相談機能を充実させて金融支援を図っております。また、復興・創生や営業力強化に関する意欲・意識の高い支店長輩出を目的として、2012年3月から支店長公募制度を導入、(2021年3月)現在までに17名を公募登用しました。相乗効果として当信用組合全体の意識レベルも上がっており、これにより、対話を旨とした協同組織金融機関としての特性を活かした「顔の見える」営業活動の実践より、個々の実情に即したニーズを的確に把握し、取引機会の増加と深耕を図ってまいります。

他方、営業店機能を活かす上で、営業力の強化は不可欠であり、通常業務においてのOJTのほか、与信関連部署による勉強会の実施や外部講師による実践訓練研修、内部講師による感動満足接客研修等を定期的に開催するなどして職員の育成・教育に努めています。当信用組合では、感動接客を通じた営業力強化プロジェクト・接客スタンダードを策定し、「いわき信組だからできるお客様対応の強み、気持ちに寄り添い気持ちにこたえる(ホスピタリティーの心)」をテーマに顧客感動満足の向上に努めています。

今後も、職員の営業現場への登用機会の増加や実践に即した顧客対応、案件組成への指導を強化・熟成し、経験を積む中で、顧客ニーズへの肌感覚や迅速な顧客対応を可能とする能力向上に努めるとともに、顧客に寄り添い気持ちに応える感動接客を実践し、円滑な信用供与・金融サービスの充実、質の向上に取組んでまいります。

(B) 相談体制の機能の強化

a. 専門家によるコンサルティングの実施

今後も、顧問契約を締結している中小企業診断士等2名の専門家による常設の相談対応のほか、オールふくしま中小企業・小規模事業者経営支援連絡協議会をはじめ、よろず支援拠点、事業承継・引継ぎ支援センター、信用保証協会、再生支援協議会等の公的機関の専門家派遣を積極的に活用してまいります。

b. 各種情報提供の実施

お取引先事業者に対し、公的補助金等の有用・有益な情報をスピーディーに伝えるため、内部インターネットによる営業店への周知ならびに一斉ファックス送信システムやEメールを利用した経営者交流会「うるしの実クラブ」会員向けの情報提供サービスを引き続き継続的に行ってまいります。

c. 休日営業相談業務の実施

新型コロナウィルス感染症の拡大期においては、一部営業店を会場とした休日相談を実施するなどの機動的な対応を行いました。

今後も必要に応じて、このような営業時間外の相談受付により、平日営業時間内にご来店されることが困難なお客様や、多様な資金ニーズ・各種相談への対応を引き続き実施することで、お客様の利便性向上に取組んでまいります。

(C) 戦略的営業活動の展開

a. 地域に密着した営業活動の展開

当信用組合では、相互扶助の精神と、『お客様の顔が見える』狭域高密度経営の実践として、「気持ちに寄添い気持ちにこたえる(ホスピタリティーの心)」をテーマにした感動接客を通じた対面訪問活動を基軸に、地域に根差した信用組合の特性を十分発揮した『親身で役に立つ金融機関』を体現しております。

今般のコロナ禍影響によりサービス提供の非対面化が進む中、制限される対面機会を有効的に活かし、顧客利便性を損なうことなく、架電を活用した金融サービス情報の提供・集積により、営業担当者と内部担当者がペアとなり情報を共有する「スマート営業」の導入により、更なる営業力強化に取組んでおります。

地域に暮らす方々は様々な事情を抱えて、それぞれに「豊かな暮らし」の実現を目指して生活しています。だからこそ、「お客様が望む価値の提供を目的に、お客様個々に行う、一律ではない課題解決型の提案営業」《Category Value Sales=CVS(カテゴリー・バリュー・セールス)》を基本概念として確立し「当信用組合の営業地域に生活する人達全てに、暮らしに必要な金融サービスを提供するための営業方針」を掲げており、その取組みとして、職域サポートプラン「いわしん安心バリュー」を推進しています。

事業先のみならず、そこで働く従業員、そして当信用組合が三位一体となり、相互信頼を構築することにより、新たな資金需要の創造を進めております。

b. 震災対応商品の提供と開発

当信用組合では、震災発生直後から緊急生活資金の取扱いを行い、その後の復興再生期間には復興支援資金、再生・再建資金など、復興の進捗状況により変化するニーズを的確に捉え、新たな商品を提供してきました。今後も復興ステージの進展に合わせた新商品の開発に継続して取り組んでまいります。

また、震災以後に繰り返し発生する自然災害に対応した融資商品と新型コロナウイルス感染症の蔓延から影響を受けた事業者及び個人に対する融資商品の提供も機動的に行っております。

② 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制

ア. 常務会による検証

強化計画につきましては、諸施策への取組み状況を主管部署である総務部にて取りまとめのうえ常務会に報告し、その進捗状況を定期的に検証いたします。

強化計画に掲げる施策への取組みが捗々しくない場合におきましては、常務会においてその要因を把握のうえ、所管部に対し改善策の検討・策定を指示することにより、強化計画の着実な履行を進めてまいります。

また、一連の不祥事件にかかる再発防止に向け、コンプライアンス態勢の実効性確保等を図るため、業務改善計画に掲げる取組施策の進捗状況についてもモニタリングするとともに、各役員や関係各部に対し、必要事項を指示することで、施策を迅速に実施してまいります。

イ. 理事会による検証

また、定期的に理事会へ報告することにより、非常勤の役員（地元の事業者等）の意見を伺い、必要に応じてその後の取組みに反映することにより、地元の復興、経済活性化への取組みに活かしてまいります。

なお、2025年6月13日の総代会において、全信組連より、常務理事（コンプライアンス担当）を招聘し、また、非常勤理事には有識者2名（公認会計士、社会

保険労務士・中小企業診断士）を招聘することで非常勤理事4名体制とし、理事会におけるガバナンス機能および牽制機能の強化を図りました。こうした体制により、施策の取組みに多面的な視点を反映させてまいります。

ウ. 監事会による検証

常勤監事および非常勤監事で構成する監事会において、理事の職務執行状況を監視・検証することで、適切な牽制機能の発揮を図ってまいります。

③ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実の方策

ア. 担保・保証に過度に依存しない融資の促進

営業店での日常の業務活動を通した取引先事業者の業況把握や、財務情報並びに定性情報の集積による経営実態を踏まえた信用リスクの把握、事業の見通しや事業からのキャッシュフローを重視した融資審査の強化により、担保・保証に過度に依存しない融資の促進に取り組んでまいります。

また、支店長会議では毎回「経営者保証に関するガイドライン」の活用を促す指導を行っており、引き続き担保・保証に過度に依存しない融資の促進を図ってまいります。

イ. 復興に向けた法人・個人事業者向け融資の推進

当信用組合では、対面ヒアリングを丁寧に行うことで、書面には表れないお客様個々の事情をくみ取った与信判断に努めてきました。福島県及びいわき市の震災関連制度融資を推進してまいりましたが、コロナ禍においても「実質無利子・無担保融資」の積極的な利用提供を進めてまいりました。今後につきましても、相談機能の充実・営業力の強化により、引き続き震災復興に加えてコロナ禍以後に向けた資金提供に取組んでまいります。

ウ. 信用保証協会保証付き融資の推進

信用保証協会との意見交換会及び勉強会開催に積極的に取組み、信用保証協会の保証を利用した低金利の制度融資の推進を図っています。

また、新型コロナウイルス感染対策特別資金、いわゆる「実質無利子・無担保融資」は今後償還が開始されますが、信用保証協会と連携しながら伴走支援の強化を図ってまいります。

エ. 政府系金融機関との協調

引き続き、政府系金融機関と協調した融資や代理貸付にも積極的に取組み、創業支援及び事業承継支援分野において連携協定を締結する日本政策金融公庫との協調融資商品の利用を推進するとともに、今後も信用供与の方法について、一層の充実を図ってまいります。

(3) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

① 被災者への信用供与の状況

震災からの復興が進む中で、被災事業者の経営基盤並びに個人の生活基盤に対する復興・復旧に係る信用供与は落ち着きをみせていましたが、その後に繰り返し発生する自然災害に加えて長期に亘ったコロナ禍などの予期せぬ環境変化に対する信用供与にも積極的に取組んでおります。

② 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する施策

ア. 相談機能の強化

当信用組合では、被災されたお客様からのご相談に適切に対応するため、全営業店に「融資に係るご相談窓口」を設置しております。

お客様からの相談内容、ニーズは多岐にわたることから、専門的な分野も含めお客様に適切に対応するため、融資部において、融資条件の弾力化や復興に向けた資金等にかかる相談内容を一元的に取りまとめ、債権管理部及び事業支援部が連携を図り的確かつ迅速な相談対応を行っております。

また、お取引先事業者に対し、公的補助金等の有用・有益な情報をスピーディーに伝えるため、内部イントラネットによる営業店への周知ならびに一斉アクセス送信システムやEメールを利用した経営者交流会「うるしの実クラブ」会員

向けの情報提供サービスを引き続き継続的に行ってまいります。

イ. 融資条件の弾力化及び積極的な融資対応

a. 返済条件の変更等

当信用組合では、被災されたお取引先からの申し出を真摯に受け止め、元本の据置や金利引下げなど返済条件の変更等の柔軟な取扱いを実施しております。

今後も取引先個々の実態・事情に即した柔軟な対応を行ってまいります。

b. 復興・創生に向けた対応

震災の影響により、お取引先の経営環境は大きく変化していることから日々の営業活動を通じ被災されたお取引先の個別事情を把握し、外部機関と連携のうえ、お取引先の事業再生に向けた経営計画の策定支援や定期的なモニタリングを行い、事業再生を推進してまいります。

ウ. 営業店拠点機能の維持・強化と機能の見直し

当信用組合では、地震・津波及び原発事故による深刻な被害を受け、震災発生以前の19店舗体制から、4店舗を統廃合し、現在は15店舗体制となっており、統廃合店舗に配置していた職員の基幹店舗人員等への再配置や、研修等による涉外及び窓口職員の営業力強化等により、より一層、お客様との直接の窓口となる営業店機能の維持・強化を図っております。

また、原発事故の避難指示解除準備区域にあった檜葉支店につきましては、震災後のお取引先の避難状況等に鑑み、本庁前支店内から現在は四倉支店内に店舗内店舗として移設、営業することにより、被災したお取引先に対する金融サービスの提供に努めております。

今後も、国や県の地域再生に向けた取組みと歩調を合わせ、被災地の現状と、復興ステージの進捗状況に鑑みた店舗毎の特性も考慮し、お取引先の利便性向上や復興の実現に向け、必要に応じた店舗戦略の見直しを行ってまいります。

エ. 震災復興・創生に向けた新商品の開発・提供

当信用組合では、震災発生直後から緊急生活資金の取扱いを行い、その後の復興再生期間には復興支援資金、再生・再建資金など、復興の進捗状況により変化するニーズを的確に捉え、新たな商品を提供してきました。今後も復興ステージの進展に合わせた新商品の開発に継続して取組んでまいります。

また、震災以後に繰り返し発生する自然災害に対応した融資商品と新型コロナ感染症の蔓延から影響を受けた事業者及び個人に対する融資商品の提供も機動的に行っております。

オ. 被災地の事業者の事業再生・事業継承に向けての支援

(A) 事業再生への支援

a. 支援態勢の確立

日々の営業活動の中で財務情報等による定量面の状況把握と定期的なモニタリングによる定性面の実態把握により、営業店及び関連部署が情報を共有化し、お取引先の経営環境に合った支援態勢を協議し支援に向けた対応を実施してまいります。

b. 外部機関との連携

お取引先の状況を総合的に勘案したうえで、事業再生計画策定に関する助言・相談など、中小企業診断士、税理士、弁護士等の各種専門家と協働して対応しているほか、各外部機関との連携により外部専門家の活用を図ってまいります。

・事業再生ファンド等の活用

当信用組合は、地域復興に向け、地元の中小企業の業績回復が必要不可欠であることから、「福島県産業復興機構」「東日本大震災事業者再生支援機構」等の外部専門機関の支援を受けながら、お取引先の抱える問題について柔軟に対応し、地元の中小企業再生のための支援態勢を強化してまいります。

・中小企業再生支援協議会等との連携

当信用組合は、事業再生のために事業の抜本的な見直しが必要な企業に対して、中小企業再生支援協議会との連携により、中小企業診断士などの外部専

門家を活用し、具体的な再生計画の策定を支援するなど、事業再生に向けた取組みを進めてまいります。

c. 私的整理ガイドラインに基づく債務整理への対応

当信用組合は、定期的な訪問活動等によりお客様の状況把握に努めるとともに、取引内容や状況を最大限に考慮したうえで、私的整理ガイドライン委員会や弁護士・税理士等と連携し、債務整理の相談・申出に対し適切な対応を図ってまいります。

d. 販路拡大等に向けての対応

・営業地域における販路拡大に向けての対応

今後も、震災からの復興・創生並びに地域経済の活性化に資するべく、営業地域におけるビジネスマッチング交流会を定期的に開催し、取引先のニーズを踏まえた機会・創出を支援してまいります。

・広域的な販路拡大に向けての対応

今後も、営業地域外における新たな販路等の確保に向け、「しんくみ食のビジネスマッチング展」をはじめとした信用組合のネットワークを通じた商談会等への出展支援、通販サイトへの出品斡旋等を支援してまいります。

(B) 事業の継承に対する支援

当信用組合の営業エリアにおいても経営者の高齢化が進んでいることから、事業承継は大きな経営課題の一つとなっており、また、東日本大震災を契機として事業承継に関する支援ニーズはさらに拡大しているものと思われます。

このため、当信用組合においては、中小企業庁の「事業承継診断書」を用いた実態調査を行うとともに、それぞれの実状に合わせ、親族内承継を計画する事業者を対象とした常設の専門家相談をはじめ、M&Aのマッチングを行う「福島県事業承継・引継ぎ支援センター」等の公的機関や、M&A仲介プラットホーム、人材紹介、結婚相手の紹介を展開する民間企業など、外部機関との連携強化を図っております。今後は、事業承継に係る連携協定を締結している株式会社日本政策金融公庫いわき支店との協調融資商品の推進とともに、後継者不在のお取引先

へのアプローチ手段として、同公庫の事業承継マッチング支援の枠組みを活用するなど、事業承継に係る支援メニューの充実を図ってまいります。

(C) 創業又は新事業の開拓に対する支援

コロナ禍の中で開催した創業・起業を希望する方向けの「創業塾」では、会場及びオンラインでの受講方法を併用することで、参加者が多数に上り好評を得ることができました。今後も出来る限り多くの創業・起業予定者に広くビジネスについて学んでいただけるよう、会場及びオンラインでの受講を併用した創業塾や各種セミナー開催を企画、検討してまいります。

また、新事業や新分野転換等、多種多様な経営課題の相談ニーズに対しては今後とも、外部専門家によるコンサルティング相談ならびに新事業等の経営相談を強化し、本格的な事業支援に取組んでまいります。

当信用組合がこれまで取組んできた地域振興ファンディングやクラウドファンディングに関しては、地域における認知度も高まっている状況から、今後においても事業者に対し、多様な資金供給手段として利用促進を図るとともに、創業ベンチャー支援や事業PR、社会貢献活動に係る活用まで対応できる「クラウドファンディング磐城国」の推進を、地方公共団体や外部機関と連携して進めてまいります。

カ. 当信用組合による被災地支援の取組み

(A) 当信用組合の取組み

当信用組合では、被災発生以降、被災された方や避難を余儀なくされた方々の利便性を第一義に、本来業務である円滑な金融サービスの提供を通して、金融機関としての対応を行ってまいりましたほか、本来業務にとどまらず、地元と共に生きる信用組合として幅広く地域の方々、お取引先の皆様と手を取り様々なボランティア活動を行ってまいりました。

また、信用組合業界からお寄せいただいた御見舞金を津波被害の甚大であった沿岸地域の7地区に復興への一助として贈呈している他、同地区における復興のための基金設立や定期的に開催されている復興祭等のイベントへの協力及び参画を積極的に行っております。

さらに、復興を担う人材育成のための奨学金制度実施や、地元体験型教育施設

でのボランティア活動等、地域文化・教育の充実にも取組んでいます。

(B) 信用組合業界の取組み

信用組合業界では、東日本大震災の発生を受け、信用組合業界の中央団体である全国信用組合中央協会が全国の信用組合やその役職員からの義援金を取り纏め、現在までに累計 354,550 千円を日本赤十字社から被災地に贈呈しております。

(4) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

① 地方創生に資する地方公共団体並びに外部機関との連携

いわき市及び広野町において「まち・ひと・しごと創生総合戦略」立案の戦略会議、専門家会議の委員として常勤理事、支店長が選任され、地域金融機関の立場から当信用組合が取組んでいる創業支援等の紹介や地方創生に向けた提言を行ってきました。策定された創生総合戦略の実施段階においても、当信用組合が取組む創業支援等の施策との連携強化を図ってまいります。

② 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援にかかる機能の強化の方策

震災からの復興の長期化と長期にわたるコロナ禍などの影響で、中小企業・小規模事業者が抱える経営問題は時々刻々と変化していることから、事業再建や経営改善に向けた多種多様な金融支援が求められていると認識しております。引き続き、専門家によるコンサルティングの実施、各種情報の提供の実施、ビジネスマッチングの強化を柱とした支援を継続的に実施してまいります。

③ 早期の事業再生に資する方策

当信用組合では、日々の営業活動を通じてお客様の事業内容についての状況把握に努めており、早期の事業再生が必要とされるお客様を速やかに把握し、営業店及び関連部署が連携を図り事業再生に向けて経営改善計画書の策定支援及び定期的なモニタリング等の取組み等を実施し対応の強化を図ってまいります。

(5) 経営基盤の充実のための方策

① 収益力の強化のための方策

収益の柱は、貸出金利息収入と位置付けしております。

貸出金を運用バランスの主軸と位置付け、中小規模の事業者や個人の皆様への支援、地域の発展に資する融資に注力することで貸出推進を行うとともに、有価証券においては、安全性を考慮したバランス運用を継続することとしております。

市場金利が上昇基調にある中で適正金利の確保を図りつつ、迅速かつ円滑な金融仲介機能を充分に発揮することで、新たな顧客並びに資金需要創造を推進することが重要であると認識しております。

事業性資金・個人消費資金併進を基軸に、個別事情に応じた適時・適切な対応を図る方針です。その中で、地域密着型金融の実践として、職域サポートプラン「いわしん 安心バリュー」の推進により、新たな資金需要の創造を進め、地域経済の活性化を促進してまいります。

② 人材育成のための方策

当信用組合では、東日本大震災発生後、復旧・復興への支援に向けた様々な取組みを進めてまいりました。地域密着型金融をより深く推進するうえで、課題解決型金融提供強化のために、お客様に対する適切な提案をするための正確な商品知識を有しているのはもちろんのこと、お客様のニーズに的確に応えるための幅広い知識の習得や、お客様とのコミュニケーション力、また、目利き能力を高めることが必要不可欠であると考え、組織的な人材育成に取組んでおります。

こうした考えのもと、地域活性化の新しい取組みであります地域振興ファンドやクラウドファンディングの取扱いを開始し、幅広く提案できるよう、研修会や勉強会を行っています。2013年6月に導入しているBMP研修、2012年6月からCISマイスター制度を導入し、上記研修を柱として職員のレベルアップを図っております。研修・勉強会のカリキュラムの更なる充実を図り、「顧客の信頼を得ることができる」人材の育成を行うことを目的とし、各部署において年次計画の中で下表のような取組みを実施しております。

また、甚大な被害を受けた被災地域における復興支援の実効性向上に向けては、これに対応できる人材の育成が第一であるとの考えのもと、若手職員に対する従来からのOJTの強化に加え、震災からの復興に向けた公的支援制度等にかかる研修会や各種内部勉強会等を着実に実施し、人材の育成に積極的に取組んでおります。

さらに、2016年4月より東北大学大学院経済学研究地域イノベーション研究センター主催の「地域イノベーションアドバイザー塾」に職員が入塾し実践的なスキルを全国信用組合監査機構による監査対応に活かす等、外部からの視点を踏まえた人材の育成を図ってまいります。

併せて、コンプライアンス推進機能の強化を図るため、令和7年6月にコンプライアンス統括部を新設し、態勢の整備・管理・指導等や不祥事件にかかる統括管理、顧客サポート等管理、マネロン・反社対応等含めた法務関係業務など、コンプライアンス全般の統括管理を行っております。今後も、コンプライアンスプログラムの見直し、役職員の階層別のコンプライアンス教育プログラムの設定等を行うことで、役職員のコンプライアンス意識を醸成してまいります。

第6 全信組連による優先出資の引受にかかる事項

(1) 優先出資の金額・内容

1. 種類	社債型非累積的永久優先出資
2. 申込期日（払込日）	2012年1月18日（水）
3. 発行価額 非資本組入額	1口につき10,000円（額面金額1口500円） 1口につき5,000円
4. 発行総額	20,000百万円
5. 発行口数	2,000,000口
6. 配当率	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての 資金調達コスト ただし、日本円TIBOR（12ヶ月物）又は8%のうちいずれか低い方 を上限とする。
7. 累積条項	非累積的
8. 参加条項	非参加
9. 残余財産の分配	残余財産の分配は、定款に定める方法に従い、次に掲げる順序によりこ れを行うものとする。 ① 優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済優先出資の総口 数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。 ② 優先出資者に対して、優先出資の払込金額から額面金額を控除した 金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に 応じて分配する（当該優先出資の払込金額が額面金額を超える場合に 限る。）。 ③ 前①及び②の分配を行った後、なお残余があるときは、払込済みの 普通出資の口数に応じて按分して組合員に分配する。 ④ 残余財産の額が前①及び②により算定された優先出資者に対する 分配額に満たないときは、優先出資者に対して、当該残余財産の額を その有する口数に応じて分配する。

(2) 金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方法

① 必要資本額の根拠

当信用組合が十分な自己資本を確保し、震災からの復興需要に十分耐えうる強固な財務基盤を備えるため、200億円の優先出資の発行による資本支援を受けたものです。

当該資本増強により震災からの復興需要に十分耐えうる強固な財務基盤を備えることができたものと考えております。

② 当該自己資本の活用方針

当該資本増強により、将来に向けた経営の安定の確保が図られることから、地域復興・再生を担う地域金融機関の責務を自覚し、当信用組合の営業エリアである震災及び原発事故の被害を受けた地域における経済の再建・再興と、被災されたお取引先への信用供与の維持・拡大並びにきめ細やかな金融サービスの提供等、震災復興にかかる諸施策に継続的に取組んでまいります。

第7 剰余金の処分の方針

当信用組合は、これまで、地域に根差した協同組織金融機関として、お取引先の皆様から出資金をお預かりして信用組合事業を行い、利益剰余金の中から配当金をお支払いしてまいりました。

第一次経営強化計画期間内において、2012年3月期決算におきましては、多額の与信関連費用を計上したことから、配当は行いませんでしたが、2013年3月期以降の決算におきましては、配当をお支払いいたしました。

しかしながら 2025年3月期決算については、2024年11月の公表以降 2025年10月の特別調査委員会報告までに判明した不祥事件や内部調査を踏まえた保守的な自己査定の実施等の与信コストの増加等により赤字決算となり、内部留保を取り崩したことと、当期の配当を無配とさせて頂くこととなりました。

今後、新たな経営体制の下、役職員が常に法令等遵守を念頭に置いて職務にあたることを徹底したうえで、ガバナンス機能の再構築を進めることで、質の高い金融サービスを提供して毎期安定した収益を確保してまいります。

また、今回の一連の不祥事件は、被災地域の復興に向けられるべき国からの資本について疑念を持たれかねないものであるため、2026年度中に優先出資の一部を返済し、残額については、優先出資の返済財源である剰余金を積み上げて、早期返済を図ってまいります。

第8 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 経営管理にかかる体制及び今後の方針

① ガバナンス体制

当信用組合では、重要な経営上の意思決定機関として、常勤理事5名と非常勤理

事4名で構成する理事会を設置し、業務執行に関する重要事項を決定しております。

なお、常勤監事1名と非常勤監事2名も、理事会に出席して意見を述べることにより、経営管理の強化に努めております。また、常勤理事並びに各部長等で構成（常勤監事がオブザーバー参加）する常務会を毎週開催して、日常的な業務執行を担っております。さらに、代表理事及び理事総務部長等で構成する経営戦略会議を定期的に開催して、経営管理態勢の強化を図っております。

また、2025年6月の総代会では、一連の不祥事件にかかる責任の所在を明確化し、当信用組合の組織変革とガバナンス体制の立て直しを図るため、理事長を含む常勤役員の刷新および役員定数の見直し（見直し後：6～9名、見直し前：8～11名）を図っております。新任役員については、全信組連より、常務理事（コンプライアンス担当）を招聘し、非常勤理事には、新たに有識者2名（公認会計士、社会保険労務士・中小企業診断士）を招聘して非常勤理事4名体制に増員することで、経営の透明化と適切なガバナンス体制を確保いたします。

理事会の運営において、最終的な承認を求めるだけではなく、案件毎に専門的な知見を有する各非常勤理事に発言する機会を設け、当信用組合の取組施策に対する意見をもらい、深度ある議論・協議による多面的な視点を当信用組合の経営に反映させ、ガバナンスが適切に機能する透明性の高い経営に努めております。また、理事会では、「コンプライアンス管理規程」や「リスク管理基本方針」、「統合的リスク管理基本方針」、「自己資本管理方針」を制定し、その重要性について支店長会議等機会あるごとに全役職員に対して周知徹底することで、透明性のある業務運営と、適切な経営管理態勢の確保に努めております。

そのうえで、一連の不祥事件に関与していた旧経営陣に対しては、民事上の責任追及として損害賠償請求訴訟（善管注意義務）を提起するため、現在、弁護士と具体的な協議を進めております。また、調査報告書を踏まえ刑事告訴する方針であり、可能な限り責任追及が行えるよう、具体的な刑事告訴の対象者及び罪状や、いかなる方法であれば刑事告訴が可能かを警察当局に相談する方法について弁護士と協議しております。

このほか、理事会による執行部への監督・牽制、監事会又は監事による執行部及び理事会への監視・牽制、執行部による業務執行状況等について、中立性のもと多面的な視点から検証・評価するほか、必要な指導・提言を行う経営監視委員会（弁護士、公認会計士、地域の有識者で構成）を2025年9月に設置し、理事会等主要会議の傍聴等による情報収集をもとに、四半期ごと開催している委員会にて必要な指導・提言をいただいております。

また、日常活動の指針として活用するよう、クレド（お客様との約束7か条）を策定し、全役職員が同じ意識で経営理念に沿って行動するよう努めています。

お客様との約束7か条

1. 私たちは、明るい笑顔と心に届く元気な挨拶でお客様をお迎えします。
2. 私たちは、いつもお客様への思いやりと感謝の気持ちを忘れずに、誠実な応対をします。
3. 私たちは、常にお客様のことを第一に考え、わかりやすい言葉で親切・丁寧に、おもてなしの心で応対をします。
4. 私たちは、お客様からのご相談・ご要望にはスピーディーにお応えします。
5. 私たちは、お客様が気軽に立ち寄れ、何でも相談しやすい店舗づくりをします。
6. 私たちは、お客様との伴やコミュニケーションを大切にし、一人ひとりがお客様に感動を与えられる職員になります。
7. 私たちは、チャレンジ精神を忘れず、また慣習や前例にとらわれることなく、何事にも積極的に取り組みます。

加えて、健全な企業風土を醸成するための研修と位置づけ、全国信用協同組合連合会あるいは外部コンサルタント業者などの協力のもと、法令等遵守態勢に知見のある専門家を講師として招き、全役職員が一定期間の職場離脱を行い、知識習得に集中できる環境を整えたうえで、受講する役職員の職位や年代に関わらず同じカリキュラムで研修を開催いたします。

このため、2025年11月17日（月）から12月16日（火）までの期間、新規顧客に対する融資業務を停止いたします。取扱い停止の対象となる新規顧客に対しましては、丁寧な説明とお詫びを申し上げるとともに、対象とならない既往顧客に対しましては、誤解に基づく風評につながらないよう同期間内においても融資業務の取扱いが可能である旨の説明を行う対応を講じます。なお、当該処分を厳格に実行するため、当該期間における融資稟議につきましては時限的に全件本部稟議とすることで、融資部により要件の確認を行ってまいります。

② 内部監査

当信用組合では、内部監査部署である監査部を理事長直属の組織とし、その独立性を確保しておりますほか、常勤監事との定期的なミーティングを行い、その内用をもとに都度理事長へ報告し業務上の問題点の洗い出しや改善への対策を話し合

うなどして、理事長及び常勤監事と速やかに情報共有する体制としております。

監査部は、「監査規程」及び「内部監査実施要領」に基づく監査を通じて、各部店における内部管理態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢及びリスク管理態勢の適切性・有効性の検証評価及び改善事項の提言・勧告を通じて不正過誤を防止し、業務運営の健全性の確保に努めております。

また、反社会的勢力への対応・管理等監査対象範囲を見直し、監査態勢の強化に取組んでおり、2016年4月から営業店監査において、反社会的勢力との関係遮断に向けた対応について営業店からヒアリングを実施・検証し管理態勢の充実に努めるとともに、今般公表した「反社会的勢力遮断への取り組みプラン」を履行することで組合全体的な反社遮断に係る取り組みをすすめております。しかしながら、反社会的勢力対応に関連する規程等においては、現在、「反社会的勢力に対する基本方針」「反社会的勢力対応管理規程」「反社会的勢力対応マニュアル」「反社会的勢力認定先に対する取引管理内規」を定めているものの、内容の重複が多い一方で、矛盾点の存在も認められることから、これらの規程等の可能な限り統一化を図るとともに、内容の齟齬を修正することで、役職員の理解力向上と正しい判断力の育成を図ってまいります。

さらに、2015年度より、監査項目を従来18項目から30項目に増やすとともに、営業店からのヒアリングを反映させた、より実体に則した監査を継続して実施しております。

しかし、一連の不祥事件に係る第三者委員会の指摘及び提言を受け、これまでの内部監査態勢においては、不祥事件の再発防止への有効性は十分ではなかったと認識しております。このため、改善策として、これまで過去の監査実施時期と同時期に実施してきた監査部監査の実施時期は、抜き打ち的に実施するよう変則的に設定するほか、実施頻度は、各部店の所管業務等によって内在する各種リスク、前回監査結果、事務不備等の発生状況を評価検証し、また、今回の不祥事件の再発防止の観点も踏まえたうえで、決定してまいります。第三者委員会の調査報告書で指摘された印章、オペレーションカードの保管・管理の適切性の検証を徹底する等、不祥事件や事務不備の再発防止を念頭に置いた監査手法・機能の見直し、充実・強化も図ってまいります。そのうえで、役職員に対し、検査・報告命令の誠実かつ正確な対応がコンプライアンス上の最重要事項であることを繰り返して伝達することで、旧経営陣あるいは元職員が起こした不適切な対応に対しては、組合内においても厳正な処分を行う方針を明確化することで、牽制機能の強化を行います。

このほか、更なる態勢強化を図っていくため、他の信用組合における監査態勢に係る好事例の導入のほか、全信組連による指導助言も受けてまいります。

③ 強化計画の進捗管理

強化計画につきましては、主管部署である総務部が進捗状況を取りまとめのうえ常務会に報告し、常務会において一元的に管理を行ってまいります。

また、強化計画に掲げる施策への取組みが不十分な場合には、常務会において施策の検証を行い、原因究明と改善策を検討・協議し、牽制機能を強化して進捗管理に努め、実効性の確保に努めるほか、不祥事件の発生を踏まえた再発防止策、内部管理態勢の整備状況についても適切な進捗管理を行ってまいります。

（2）業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針

① 内部監査体制

当信用組合では、理事の業務執行の適切性を確保するために常勤監事1名、非常勤監事1名、員外監事1名を選任しており、各種会議や常務会・理事会に出席して、適宜所見を述べるとともに、必要な提言や勧告等を行っております。

なお、一連の不祥事件については、常勤監事の独立性確保が十分ではなかったことから、常勤監事の独立性確保を徹底してまいります。また、常勤監事と非常勤監事とのコミュニケーションを活発化させることで常勤監事と非常勤監事の情報共有の徹底を図るとともに、共有する情報の内容も充実させることで、理事の職務執行に対する監視機能・牽制態勢の向上を図り、内部監査体制の強化を行ってまいります。加えて、常勤監事と内部監査部門（監査部）との連携体制を強化し、月1回以上のミーティング開催や同行臨店の実行を通して、監査で把握した問題等について速やかに共有するとともに、非常勤監事とも適時情報共有を行い、体制の維持と監査内容のブラッシュアップに取組んでまいります。現在、上記の常勤監事による職務執行状況については監事会に報告することを徹底し、非常勤監事による検証・提言を反映させ牽制機能の有効化を図っております。

② 外部監査体制

強化計画の進捗状況の管理・監督、経営戦略や基本方針についての客観的な立場からの評価・助言を受け、経営の客観性・透明性を高めるため、信用組合業界の系統中央機関である全信組連の経営指導を定期的に受けるとともに、原則として毎年、監査機構監査を受査しております。監査機構監査については、外部の視点から組合の経営上、業務上の課題の指摘を受ける重要な機会であると捉え、指摘事項を真摯に受け止めるとともに、経営改善、業務改善に役立てまいります。

また、不祥事件に係る第三者委員会の調査報告書では、「会計監査人から依頼された資料の内容や日々のコミュニケーション結果を基に、監査対象が適切に設定されているかどうかを批判的に検討し、時には会計監査人に提案をしたり議論したりすることによって、双方に緊張感のある関係を構築する」よう提言いただいております。

今後は、会計監査人への提出資料の記録保存を確実に行い、議論の内容に係る記録簿の作成を徹底するとともに、その内容については、常勤監事を含めた経営陣及びその他関係者が適宜確認・検証できる体制を構築してまいります。

③ 不祥事件の調査

第三者委員会の調査報告書において指摘されたとおり、今回発覚した一連の不祥事件については、その全容の解明に至っていないと認識しております。2025年6月13日に発足した新経営体制においては、第三者委員会の調査結果を受け、当信用組合から独立した客觀性・中立性を担保した特別調査委員会を設置して、2025年6月30日付で調査に着手し、事実関係の精査及び真相究明に対する責任を負っていることを自覚したうえで、特別調査委員会の調査に真摯に対応し、全容解明に全力で取り組み、あらゆる情報を提供し調査協力を徹底いたしました。また、第三者委員会の元委員や当信用組合の会計監査人とも緊密な連携をいただき、深度ある調査が行われました。

今後の一連の不祥事に関する更なる事実関係の精査及び真相究明は、監査部、コンプライアンス統括部、融資部、事務管理部を中心に本部各部署が連携を図り、営業店においては、調査に必要な資料や情報の提供を積極的に行うことで、組合全体として、これら判明した事案の根本的な原因を徹底的に調査し、新たな事実を解明し、不祥事の全体像を明確にしてまいります。また、類似の事案の有無についても調査を継続してまいります。

(3) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況並びにこれらに対する今後の方針

① 信用リスク管理

当信用組合では、融資審査に関する基本的行動指針である「クレジットポリシー」を制定するとともに、「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」を定め、与信管理の徹底や審査態勢の充実、与信先モニタリング等により信用リスクの軽減に努めています。特に、大口融資案件（融資申込額1億円以上）については、常

務会の審議決定を経て、理事会に上程、理事会では、専門知見のある非常勤理事、企業経営者である非常勤理事を交えた審議を厳正に行い、その可否を決定しております。また、関連先を含めた与信残高が、正常先 2 億円以上、要注意先及び破綻懸念先 1 億円以上の先について、「大口与信状況表」を作成し、本部所管部署（融資部）において、債務者の状況、今後の見通し等について四半期ごとに検証したうえで常務会及び理事会に報告しております。また、組合内の連携、情報の共有等を通じた総括的な与信管理をおこなうことを目的に 2021 年 3 月には「与信管理委員会」を立ち上げ、信用リスク管理態勢の強化を図っております。

業種別管理については、貸出残高状況を四半期ごとに融資部で分析をしたうえで、半年ごとに常務会に報告し、特定業種への与信集中防止に努めております。さらに、特定の取引先・企業グループへの与信が集中することにより、過大な損失が発生するリスクを回避するため、与信リミット（最高限度）を一社及び企業グループを併せ原則 10 億円と定めて管理しているほか、関連取引先の実態把握を詳細に行い企業グルーピングの強化を図るなど、与信リスク低減に努めております。

今後も、クレジットポリシー等に沿った厳格な運用に努めるとともに、必要に応じて管理態勢の改善を図るなど、引き続き信用リスク管理の徹底に取組んでまいります。また、自己査定の対象先にかかる抽出基準について、これまで総与信額に基づく査定対象は、総与信額 50 百万円以上（総与信額 50 百万円未満は簡易査定を実施）となっていましたが、第三者委員会の調査報告書において、同基準は当信用組合の業容・収益水準を鑑みると合理性を欠いているとの指摘を踏まえ、自己査定の対象を 25 百万円以上に変更（令和 7 年 3 月末自己査定より実施済）いたしました。今後も、諸規程に則った、厳正な信用リスク管理を徹底するとともに、全信組連の指導・助言も受けつつ管理態勢の検証・見直しを行ってまいります。

② 市場リスク管理

当信用組合では、市場リスクの適切な管理と検証を行っていくために、「市場リスク管理規程」を定めております。また、余裕資金の効率的かつ安全な運用を図るための「余裕資金運用規程」を定め、全信組連定期預金を中心に安全性を重視し運用を行っております。

また、リスク管理部署（経理部）によるモニタリングを実施し、その結果を ALM 委員会を通じて常務会及び理事会へ報告することで、経営陣が適切に評価・判断できる体制を整えるとともに、マーケット環境の変化による時価が大きく変動した場合への備えとして、ロスカットルールやストレステストなどを設けております。

さらに組織運営体制においては、フロント（経理部）、ミドル（総合企画部）、バック（経理部）の役割が明確化され定期的なチェックや報告も実施されていますが、本来的なリスク管理牽制機能を発揮するため、ミドル部門におけるリスク管理（リスク量の計測等）・牽制機能の強化・人材育成などを課題として対応してまいります。

今後も、規程に沿った運用に努めるとともに、必要に応じて管理態勢の改善を図るなど、引き続き市場リスク管理の徹底に取組んでまいります。

③ 流動性リスク管理

当信用組合では、直面する流動性リスクを適切に管理していくための「流動性リスク管理方針・規程」を策定し、日次で資金の動きをモニタリングする体制としております。

これにより、資金面で重大な動きがある場合には、速やかに担当理事を通じて理事長に報告するなど迅速な対応をとる体制を構築しております。また、流動性資金の状況については、即時に対応できるよう、常勤役員、執行役員、本部部長間において毎日情報を共有しております。

なお、一連の不祥事件の影響により流動性預金は減少傾向にあるため、流動性の確保を最優先に対応しております。

④ オペレーション・リスク管理

当信用組合では、オペレーション・リスクの総合的な管理の重要性に鑑み、事務・システム・法務などの各リスクに分類し、各種リスクの特性や統制の有効性などに応じた個別の管理を行っていくことにより、全体のリスク管理の適正性を確保しながら、当該リスクの発生防止と発生時における想定損失額を極小化することで、お客さまからの信用・信頼を高め、経営の維持・安定を図っております。

具体的には、オペレーション・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクに分類し、各リスクについて、所管部署を定めております。

また、今後は、金融機関の業務においては、軽微な事務ミス等であっても、不祥事件の発端となりうることを職員に改めて理解させ、事務ミスが発生した際には速やかに事務管理部へ報告することを徹底いたします。報告を受けた事務管理部は、事務ミス等の原因分析を行ったうえで再発防止策を立案し、各部店への周知徹底を行ってまいります。

⑤ 情報開示の充実

当信用組合は、相互扶助を理念とする地域密着型の金融機関として、社会的使命と公共性の自覚と責任を持ち、常に健全経営に努めております。一連の不祥事については、お客様、組合員の皆様、地域の皆様に改めて謝罪するとともに、地域の住民や法人であるお取引先や組合員の皆様に対し、特性や独自性を発揮している、当信用組合への理解をより深めていただき、また、経営の透明性を確保するためにも、迅速かつ充実した経営情報を開示し、日々、積極的な営業活動に前向きに取組むことで、地域金融機関としての信頼回復に努めていく所存です。

今後とも、従来と同様、ディスクロージャー誌につきましては、決算期ごとに法令で定められた開示項目以外にも、経営理念、経営方針、役職員の行動指針「私たちいわしんの宣言」、リスク管理態勢、コンプライアンス管理態勢の状況をはじめ、地域経済発展や地域社会への貢献に関する情報（中小企業の経営改善や創業支援等の地域活性化、ボランティア活動他）等を分かりやすく伝えられるように作成し、窓口に備え置くほか、当信用組合のホームページ上でも公開いたします。また、9月期においても経営内容に関するレポートを作成し、窓口に備え置き情報開示してまいります。

なお、不祥事件に係る業務改善計画の履行状況については、当信用組合ホームページに掲載し、不祥事案の再発防止にかかる取組の進捗を組合員並びにお客様に報告することで、新経営体制の透明化に努めてまいります。

以上

内閣府令附則第81条第1項第1号に掲げる書類

- 最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書、当該貸借対照表等の作成の日における自己資本比率を記載した書面、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

第77期(令和7年3月31日現在)貸借対照表

令和7年10月14日作成 令和7年10月17日備付	住信組合事長	福島県いわき市小名浜花畠町2番地の5 いわき信用組合 金成茂	合印
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現預金	3,394,945千円	預金	193,851,026千円
預 有 価 証 券	73,030,026	当座預金	1,482,785
国 地 社 株 そ の 他 の 証 券	47,450,383 1,480,948 712,190 38,007,116 319,299 6,930,827	普通預金 貯蓄預金 通知預金 定期預金 定期積金 その他の預金	92,225,233 27,479 18,200 90,275,567 8,500,921 1,320,838
貸出	121,814,290	借用	29,000,000
割引手形 手形貸付 証書貸付 当座貸越	97,876 11,049,139 108,398,793 2,268,480	当座借越 その他負債	29,000,000 1,157,497
その他の資産	1,710,450	未決済為替貸 全信組連出資金 前払費用 未収収益 その他の資産	30,964 980,300 11,798 269,453 417,934
有形固定資産	2,718,062	給付補填備金 未払法人税等 前受収益 払戻未済金 職員預り金 その他の負債	29,696 11,114 107,349 441,553 100,190 117,038
建 土 その他の有形固定資産	1,423,355 1,079,602 215,104	賞与引当金	39,259
無形固定資産	7,039	退職給付引当金	56,374
その他の無形固定資産	7,039	役員退職慰労引当金	6,164
債務保証見返	115,570	睡眠預金払戻損失引当金	1,210
貸倒引当金	△5,797,202	偶発損失引当金	36,251
(うち個別貸倒引当金)	(△4,541,918)	再評価に係る繰延税金負債	105,065
		債務保証	115,570
		負債の部合計	224,368,419
		(純資産の部)	
		出資	17,973,671
		普通出資金	5,473,671
		優先出資金	12,500,000
		資本剰余金	4,475,710
		資本準備金	4,475,710
		利益剰余金	△345,912
		利益準備金	620,600
		その他利益剰余金	△966,512
		特別積立金	3,580,000
		当期未処理損失金	△4,546,512
		組合員勘定合計	22,103,469
		その他有価証券評価差額金	△2,187,344
		土地再評価差額金	159,022
		評価・換算差額等合計	△2,028,322
		純資産の部合計	20,075,146
資産の部合計	244,443,566	負債及び純資産の部合計	244,443,566

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 485百万円

当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 749百万円

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条1号及び3号に定める公示価格又は固定資産税評価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価格の合計額との差額 △253百万円

- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

その他 3年～20年

- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次の通り計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店が資産査定を実施し融資部が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,760百万円であります。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。

当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）

年金資産の額 249,416百万円

年金財政計算上の数理債務の額 211,033百万円

差引額 38,382百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（自令和5年4月1日 至令和6年3月31日） 1.117%

(3) 補足説明

上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高9,895百万円及び財政上の剩余金48,278百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間8年の元利均等償却であり、当組合は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金14百万円を費用処理しております。

なお、上記（2）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。

8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
9. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
10. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
11. 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。また、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
13. 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 5,797百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

14. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品にかかるリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、融資規程及び信用リスク管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、債権管理部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常務会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。このうち、経理部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。経理部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は経理部を通じ、理事会及び常務会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、及び「借用金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるように管理しております。

当組合のVaRは「預け金」、「貸出金」、「預金積金」及び「借用金」についてモンテカルロ・シミュレーション法（保有期間245日、信頼区間99%、観測期間2年）により、「有価証券」について分散共分散法（保有期間60日、信頼区間99%、観測期間2年）により算出しており、令和7年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当組合の市場リスク量（損失額の推定値）は全体で1,718百万円です。

なお、当組合では、「有価証券」について、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテスティングを実施しております、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達にかかる流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

15. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	73,030	72,401	△628
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	20,430	19,849	△581
その他有価証券	26,604	26,604	—
(3) 貸出金	121,814		
貸倒引当金	△5,797		
	116,017	118,172	2,155
金融資産計	236,082	237,027	945
(1) 預金積金	193,851	193,228	△622
(2) 借用金	29,000	29,000	—
金融負債計	222,851	222,228	△622

(注) 1. 預け金、貸出金、預金積金、借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

①預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

②有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については16.に記載しております。

③貸出金

貸出金は、以下の(i)～(ii)の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

(i) 6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュフローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

(ii) (i)以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュフローを作成し、元利金の合計額を無リスク利子率（または市場金利）で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

①預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の期間帶ごとに将来キャッシュフローを作成し、元利金の合計額を一種類の無リスク利子率（または市場金利）で割り引いた価額を時価とみなしております。

②借用金

借用金については、帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式（注1）	10
非上場株式（注1）	309
全信組連出資金（注1）	980
組合出資金（注2）	96
合計	1,395

(注) 1. 子会社株式、非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
2. 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

16. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次の通りであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券 (単位：百万円)

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時価	差額
債券	17,530	17,059	△470
国債	1,195	1,150	△45
地方債	499	488	△11
社債	15,835	15,421	△414
その他	2,900	2,789	△110
小計	20,430	19,849	△581
合計	20,430	19,849	△581

(3) 子会社株式で時価のあるものはありません。

(4) その他有価証券 (単位：百万円)

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
債券	1,721	1,700	20
地方債	212	200	12
社債	1,508	1,500	7
その他	709	701	7
小計	2,430	2,402	28

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
債券	20,948	22,617	△1,668
国債	285	298	△12
社債	20,663	22,319	△1,655
その他	3,224	3,771	△546
小計	24,173	26,389	△2,215
合計	26,604	28,791	△2,187

17. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
 18. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次の通りであります。

売却価額 2, 652百万円 売却益 29百万円 売却損 198百万円

19. その他有価証券のうち、満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次の通りであります。
 (単位：百万円)

債券	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国債	3, 342	21, 081	9, 540	6, 236
地方債	—	199	1, 281	—
社債	—	499	212	—
その他	3, 342	20, 382	8, 045	6, 236
合計	201	2, 903	—	300
	3, 543	23, 984	9, 540	6, 536

20. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 7, 085百万円
 危険債権額 5, 992百万円
 三月以上延滞債権額 7百万円
 貸出条件緩和債権額 1, 362百万円
 合計額 14, 447百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は97百万円であります。

22. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6, 906百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6, 906百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

23. 有形固定資産の減価償却累計額 3, 196百万円
 24. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 28百万円
 この他、不祥事に起因する融資額を役員貸付金として計上した金額 2, 916百万円
 25. 子会社等の株式又は出資金の総額 101百万円
 26. 子会社等に対する金銭債務総額 9百万円

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下の通りであります。

繰延税金資産

貸倒引当金限度超過額	3, 819百万円
税務上の繰越欠損金（注1）	27
固定資産減損	113
減価償却限度超過額	63
退職給付引当金	15
その他有価証券評価差額金	605
その他	37
繰延税金資産小計	4, 682
繰越欠損金に係る評価性引当額	△27
その他評価性引当額	△4, 655
評価性引当額小計	△4, 682
繰延税金資産合計	—
繰延税金資産の純額	—百万円

（注1）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（a）	—	—	—	—	—	27	27
評価性引当額	—	—	—	—	—	△27	△27
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

（a）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

28. 担保に提供している資産は次の通りであります。

・担保提供している資産 預け金 29, 851百万円（信組保障基金保証金、信組内国為替運営機構保証金、日銀歳入復代理店保証金、福島県公金取扱担保、当座借越担保）

有価証券 7, 100百万円

・担保資産に対応する債務 借用金 29, 000百万円

29. 出資1口当たりの純資産額は△449円86銭です。

30. 重要な後発事象

当組合は令和6年11月15日に不祥事案を公表するとともに第三者委員会を設置してその内容調査・原因究明等を行うこととしました。決算日後の令和7年5月29日に当該不祥事案に基づいて東北財務局から業務改善命令を受け、令和7年5月30日に第三者委員会の調査報告書が提出され、公表いたしました。これらは、次期以後において資金調達を始めとする当組合の財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当組合は預金払戻及び解約に対する必要資金を確保することを目的として、全国信用協同組合連合会取引約定書第1条の規定に基づき、令和7年6月に今後の資金調達に備えて有価証券の担保提供を行い、預金減少に必要な資金を随時補充しております。手元現金及び預け金並びに当該有価証券担保借入により、必要資金は十分に確保できるものと判断しております。

第77期 [令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで] 損益計算書令和7年10月14日作成
令和7年10月17日備付住 所 福島県いわき市小名浜花畠町2番地の5
信 用 組 合 い わ き 信 用 組 合
理 事 長 金 成 茂 合 印

科 目	金 額
経 常 収 益	3,464,050 千円
資 金 運 用 収 益	2,995,035
貸 出 金 利 息	2,395,208
預 け 金 利 息	106,061
有 価 証 券 利 息 配 当 金	454,541
そ の 他 の 受 入 利 息	39,223
役 務 取 引 等 収 益	343,802
受 入 為 替 手 数 料	96,731
そ の 他 の 役 務 収 益	247,070
そ の 他 業 務 収 益	38,840
そ 国 債 等 債 券 売 却 益	22,895
そ の 他 の 業 務 収 益	15,945
そ の 他 経 常 収 益	86,372
償 却 債 権 取 立 益	71,392
株 式 等 売 却 益	7,019
そ の 他 の 経 常 収 益	7,960
経 常 費 用	5,894,801
資 金 調 達 費 用	208,494
預 金 利 息	164,068
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	15,725
借 用 金 利 息	28,202
そ の 他 の 支 払 利 息	497
役 務 取 引 等 費 用	279,156
支 払 為 替 手 数 料	31,755
そ の 他 の 役 務 費 用	247,401
そ の 他 業 務 費 用	198,888
そ 国 債 等 債 券 売 却 損 費	198,888
経 人 物 税 件 件	1,981,637
そ の 他 経 常 費 用	1,123,739
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	778,035
貸 借 金 債 却 損	79,861
そ の 他 経 常 費 用	3,226,624
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,540,510
貸 借 金 債 却 損	1,603,540
そ の 他 経 常 費 用	4,172
株 式 等 債 却 損	472
そ の 他 資 産 債 却 損	1,417
そ の 他 経 常 費 用	76,510
経 特 別 損 利 失 益	▲ 2,430,751
固 定 資 産 処 分 益	6,796
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 取 崩 額	125,584
特 別 損	132,380
固 定 資 産 処 分 損	5,125
減 損 損	231,378
そ の 他 の 特 別 損	93,932
税 引 前 当 期 純 損 失	▲ 2,628,805
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,290
法 人 税 等 調 整	123,617
法 人 税 等 合	127,907
当 期 純 損 失	▲ 2,756,713
緑 越 金 (当 期 首 残 高)	99,243
修 正 再 表 示 に よ る 累 積 的 影 韻 額	▲ 1,940,680
修 正 再 表 示 を 反 映 し た 緑 越 金 (当 期 首 残 高)	▲ 1,841,436
再 評 価 差 額 金 取 崩 額	51,637
当 期 未 処 理 損 失 金	▲ 4,546,512

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社等との取引による収益総額 0百万円
- 子会社等との取引による費用総額 0百万円
- 出資1口当たりの当期純損失 233円73銭
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。
- 当事業年度において、以下の資産について、減損損失を計上しております。

①減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

(単位：百万円)

No.	場所	用途	種類	金額
1	いわき市江名字北野町	営業用店舗	建物、土地	16
2	いわき市平薄磯	営業用店舗	建物、土地	26
3	いわき市植田町	営業用店舗	建物、土地	36
4	いわき市勿来町	営業用店舗	建物、土地	25
5	いわき市小名浜住吉	営業用店舗	建物、土地	61
6	いわき市泉町	営業用店舗	建物、土地	9
7	いわき市内郷綴町	営業用店舗	建物、土地	9
8	いわき市四倉町	営業用店舗	建物、土地	39
9	いわき市好間町	営業用店舗	建物、土地	5
合計額				231

②減損損失の認識に至った経緯

資産又は資産グループが使用されている範囲又は方法について、回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

③資産のグルーピングの方法

資産のグルーピングは、営業用店舗については、それぞれをグルーピングの最小単位としております。その他の資産は各資産を最小単位としております。また、本部等については共用資産としております。

④回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準等に基づき算定しております。

- 「修正再表示による累積的影響額」△1, 940, 680千円は、不正融資等に伴う貸出金の前期末相当額であります。

損失処理案

(単位:円)

当期未処理損失金	4,546,512,577
これを次のとおり処理します	
特別積立金取崩額	3,580,000,000
利益準備金取崩額	620,600,000
資本準備金取崩額	345,912,577
計	4,546,512,577
繰越金(当期末残高)	0

第7表 単体自己資本比率

(単位:千円、%)

項目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	22,103,469	
うち、出資金及び資本剰余金の額	22,449,381	
うち、利益剰余金の額	△345,912	
うち、外部流出予定額(△)		
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,255,283	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,255,283	
うち、適格引当金コア資本算入額		
コア資本に係る基礎項目の額(1)	23,358,752	
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの)の額の合計額	5,092	
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	5,092	
繰延税金資産(一時差異に係るもの)の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であつて自己資本に算入される額		
前払年金費用の額	40,781	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額		
特定項目に係る十パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		

特定項目に係る十五パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額 (口)	45,873	
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	23,312,878	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	120,754,221	
資産（オン・バランス）項目	120,206,253	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスボージャーに係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第12条第8項）を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額		
オフ・バランス取引等項目	547,968	
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額		
中央清算機関関連エクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
勘定間の振替分		
オペレーションル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	5,896,836	
資本フロア調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	126,651,057	
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	18.40 %	

(注) 1. 本表は、国内基準の適用を受ける信用組合が記載するものとする。

2. 本表における項目の内容については、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成19年金融庁告示第17号）における別紙様式第1号に従うものとする。
3. 他の金融機関等（自己資本比率告示第14条第3項に規定する「他の金融機関等」をいう。）の対象資本等調達手段の額について、以下の表に記載すること。

(単位：千円)	
区分	残高（末残）
対象普通出資等（に相当するもの）	299,872
連合会の対象普通出資等（に相当するもの）	980,300
対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもの（に相当するもの）	0
その他外部TLAC関連調達手段	
うち、経過措置対象その他外部TLAC関連調達手段であって、経過措置（10年間）により150%のリスク・ウェイトを適用していない額	
うち、国内TLAC規制対象会社の同順位商品であって、経過措置（5年間）により150%のリスク・ウェイトを適用していない額	

4. 信用リスクに関する記載：（標準的手法を採用する信用協同組合等=1、基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等=2、先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等=3）

1

5. みなし計算を適用して計算した信用リスク・アセットの額の合計額について、方式別にその内訳を以下の表に記載すること（方式名は告示と異なる）。

(単位：千円)	
方式	信用リスク・アセットの額
ルック・スルー方式	
マンテナント方式	
蓋然性方式	
フォール・バック方式	
合計	

6. 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額について、方式別にその内訳を以下の表に記載すること。

(単位：千円)	
方式	信用リスク・アセットの額
内部格付手法準拠方式	
外部格付準拠方式	
内部評価方式	
標準的手法準拠方式	
合計	

7. 証券化エクスポージャーのうちリスクリテンション規制抵触分及び適格STC等の要件充足分について、その内訳を以下の表に記載すること。

(単位：千円)	
区分	信用リスク・アセットの額
リスクリテンション規制抵触分	
適格STC要件充足分	
適格短期STC要件充足分	
不良債権証券化要件充足分	

8. CVAリスクに関する記載：（使用している場合=1、使用していない場合=2）

簡便法

2

BA-CVA

2

SA-CVA

2

9. オフ・バランス取引並びに派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に関する記載：（使用している場合=1、

使用していない場合=2）

カレント・エクスポート・シーリング方式

2

SA-CCR

2

エクスポート・シーリング変動額推計モデル

2

期待エクスポート・シーリング方式

2

10. マーケット・リスク相当額不算入の特例に関する記載：（適用している=1、適用していない=2）

11. 特定取引勘定を設置しない信用協同組合等にあっては以下の左表の計数について、特定取引勘定を設置する信用協同組合等にあっては

以下の右表の計数について記載すること。

（単位：千円、%）

区分	当期末残高
商品有価証券	0
売付商品債券	0
計(A)	0
総資産(B)	244,443,566
比率(A/B)	0.00 %

（単位：千円、%）

区分	当期末残高
特定取引資産	
特定取引負債	
計(A)	
総資産(B)	
比率(A/B)	%

12. 外国為替リスク・カテゴリーのネット・ポジション等の額（当期末時点）について記載すること。

（単位：千円、%）

区分	当期末残高
(1) 信用リスク・アセットの額	
(2) オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八八%で除して得た額	
(3) 外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額	
(4) 比率 (3) / ((1)+(2)+(3))	%

13. 上記(注)12.について、明らかに(3)が1,000億円未満、かつ、(4)が10%未満である場合には、上記(注)12.の

記載はブランクとし、右記に「1」を記載すること。なお、上記(注)12.に記載がある場合、(注)13.はブランクとする。

14. マーケット・リスクに関する記載：（使用している場合=1、使用していない場合=2）

簡易的方式

2

標準的方式

2

内部モデル方式

2

15. マーケット・リスクに関するトレーディング・デスク数を記載すること。

標準的方式

内部モデル方式

16. オペレーショナル・リスクに関する記載：（使用している場合=1、使用していない場合=2）

BIの算出においてより保守的な算式を利用

1

ILMは「内部損失データ」を使用

2

ILMは「1」を使用

2

ILMは「保守的な見積値」を使用

2

ILMは「金融庁長官が指定する値」を使用

2

17. 前期データのうち、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示により変更が生じた箇所については、変更後の金額を欄外に注記すること。

--

計表ID	FN104	Ver.201903
基準日(西暦年/月)	2025	10
金融機関コード	2092	
金融機関名	いわき信用組合	
担当部署	経理部	

別紙様式1-2

都道府県名	福島県
-------	-----

日 計 表
(令和7年10月中平残)

(単位:円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	8,788,839,377	預 金	150,676,150,334
現 金	8,788,839,377	当 座 預 金	1,110,902,709
(う ち 小 切 手 ・ 手 形)	(2,384,952)	普 通 預 金	79,307,510,054
外 国 通 貨	0	貯 蓄 預 金	19,268,586
金	0	通 知 預 金	9,398,223
預 け 金	70,685,002,197	別 段 預 金	621,715,190
預 け 金	70,685,002,197	納 税 準 備 預 金	14,914,680
(う ち 全 信 組 連 預 け 金)	(69,648,298,260)	「 小 計 」	81,083,709,442
譲 渡 性 預 け 金	0	定 期 預 金	63,089,066,483
買 入 手 形	0	定 期 積 金	6,503,374,409
コ 一 ル 口 一 ナ	0	「 小 計 」	69,592,440,892
買 現 先 勘 定	0	非 居 住 者 円 預 金	0
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	0	外 貨 預 金	0
買 入 金 錢 債 權	0	「 小 計 」	0
金 錢 の 信 託	0	譲 渡 性 預 金	0
商 品 有 価 証 券	0	借 用 金	71,058,709,877
商 品 国 債	0	借 入 金	11,138,709,877
商 品 地 方 債	0	当 座 借 越	59,920,000,000
商 品 政 府 保 証 債	0	再 効 引 手 形	0
そ の 他 の 商 品 有 価 証 券	0	売 渡 手 形	0
有 価 証 券	48,522,446,210	コ 一 ル マ ネ 一	0
国 債	1,493,917,978	売 現 先 勘 定	0
地 方 債	699,330,833	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	0
短 期 社 債	0	コ マ 一 ジ ャ ル ベ 一 ハ	0
社 債	38,540,666,325	外 国 為 替	0
(公 社 公 団 債)	(10,791,557,322)	外 国 他 店 預 金	0
(金 融 債)	(900,000,000)	外 国 他 店 借 金	0
(そ の 他 社 債)	(26,849,109,003)	売 渡 外 国 為 替	0
株 式	319,299,986	未 払 外 国 為 替	0
貸 付 信 託	0	そ の 他 負 債	968,536,214
投 資 信 託	3,973,720,962	未 決 済 為 替 借 金	41,572,589
外 国 証 券	3,399,242,288	未 払 用	199,089,283
そ の 他 の 証 券	96,267,838	給 付 備 金	29,799,386
貸 出 金	115,895,744,296	未 払 法 人 税 等	11,114,589
(う ち 金 融 機 関 貸 付 金)	(0)	前 受 収 益	0
割 引 手 形	119,248,578	未 払 諸 稅	13,380,203
手 形 貸 付	9,075,988,230	未 払 配 当 金	9,435,324
證 書 貸 付	104,480,163,108	払 戻 未 済 分	441,553,000
当 座 貸 越	2,220,344,380	厚 生 年 金 基 金 未 払 割 賦 金	1,316,572
外 国 為 替	0	職 員 預 金	92,002,438
外 国 他 店 預 金	0	先 物 取 引 受 入 証 拠 金	0
外 国 他 店 貸 金	0	先 物 取 引 差 金 勘 定	0
買 入 外 国 為 替	0	借 入 商 品 債 券	0
取 立 外 国 為 替	0	借 入 有 価 証 券	0
そ の 他 資 産	2,142,840,853	売 付 商 品 債 券	0
未 決 済 為 替 貸 金	20,022,617	売 付 債 券	0
全 信 組 連 出 資 金	980,300,000	金 融 派 生 商 品	0
そ の 他 出 資 金	0	金 融 商品 等 受 入 担 保 金	0
前 払 費 用	11,000,000	リ 一 ス 債 務	0
未 収 取 益	269,453,393	資 產 除 去 債 務	0
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	0	未 払 送 金 為 替	0
先 物 取 引 差 金 勘 定	0	仮 受	129,272,829
保 管 有 価 証 券 等	0	そ の 他 の 負 債	1
金 融 派 生 商 品	0	本 支 店 勘 定	0
金 融 商品 等 差 入 担 保 金	0	代 理 業 務 勘 定	728,339
リ 一 ス 投 資 資 産	0	貰 与 引 当 金	39,259,176
假 金	546,041,107	役 貢 与 引 当 金	0
そ の 他 の 資 産	316,023,736	退 職 給 付 引 当 金	43,893,971
本 支 店 勘 定	0	役 貢 退 職 懇 劳 引 当 金	0
有 形 固 定 資 産	2,958,344,374	そ の 他 の 引 当 金	70,761,021
建 物	1,484,192,297	特 別 法 上 の 引 当 金	0
土 地	1,254,492,033	繰 延 税 金 負 債	0
リ 一 ス 資 産	0	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	124,809,395
建 設 仮 勘 定	0	債 務 保 証	80,102,764
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	217,660,044	負 債	223,062,950,891
無 形 固 定 資 産	7,039,633	純 資 産	23,341,318,553
ソ フ ト ウ エ ア	0	出 資 金	17,977,020,935
の れ ん	0	普 通 出 資 金	5,477,020,935
リ 一 ス 資 産	0	優 先 出 資 金	12,500,000,000
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	7,039,633	そ の 他 の 出 資 金	0
前 払 年 金 費 用	0	優 先 出 資 申 込 証 拠 金	0
繰 延 税 金 負 債	0	資 本 剰 余 金	4,475,710,709
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	80,102,764	資 本 準 備 金	4,475,710,709
債 务 保 証 見 返	△ 2,524,913,831	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
資 倒 引 当 金	△ 1,476,190,233	利 益 剰 余 金	677,926,699
(う ち 個 別 貸 倒 引 当 金)	(△ 1,476,190,233)	利 益 準 備 金	620,800,000
そ の 他 の 引 当 金	0	そ の 他 利 益 剰 余 金	57,326,699
		特 別 準 備 金	3,580,000,000
		(う ち 目 的 的 積 立 金)	(0)
		繰 越 金	0
		未 处 分 剰 余 金	△ 3,522,673,301
		自 己 優 先 出 資	0
		自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	0
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
		繰 延 ヘ ッ ツ ジ 損 益	0
		土 地 再 評 価 差 額 金	210,660,210
		負 債 及 び 純 資 産 計	246,404,269,444
		期 中 損 益	129,176,429
合 計	246,533,445,873	合 計	246,533,445,873

計表ID	FN103	Ver.201903
基準日(西暦年/月)	2025	10
金融機関コード	2092	
金融機関名	いわき信用組合	

別紙様式1-1

都道府県名	福島県
-------	-----

日計表
(令和7年10月末現在)

(単位:円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	14,195,105,851	預 金	151,134,468,333
現 金	14,195,105,851	当 座 預 金	1,011,983,063
(うち小切手・手形)	24,132,422	普 通 預 金	79,012,345,744
外 国 通 貨	0	貯 蓄 預 金	19,331,819
金	0	通 知 預 金	11,248,308
預 け 金	71,600,974,265	別 段 預 金	1,227,024,946
預 け 金	71,600,974,265	納 税 準 備 預 金	15,091,137
(うち全信組連預け金)	70,730,857,844	[小 期 預 金]	81,297,024,817
譲 渡 性 預 け 金	0	定 期 預 金	63,494,020,416
買 入 手 形	0	[小 金 預 金]	69,837,443,516
コ 一 ル 口 一 ナ	0	非 居 住 者 円 預 金	0
買 現 先 勘 定	0	外 貨 預 金	0
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	0	[小 計]	0
買 入 金 銭 債 権	0	譲 渡 性 預 金	0
金 銭 の 信 託	0	借 用 金	76,220,000,000
商 品 有 債 証 券	0	借 入 金	16,300,000,000
商 品 國 債	0	当 座 借 越	59,920,000,000
商 品 地 方 債	0	再 割 引 手 形	0
商 品 政 府 保 証 債	0	売 渡 手 形	0
そ の 他 の 商 品 有 債 証 券	0	コ 一 ル マ ネ 一	0
有 債 証 券	48,463,089,598	売 現 先 勘 定	0
國 債	1,493,917,978	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	0
地 方 債	699,330,833	コ マ 一 シ ャ ル ベ 一 バ 一	0
短 期 社 債	0	外 国 他 店 預 金	0
社 債	38,481,309,713	外 国 他 店 借 金	0
(公 社 公 団 債)	10,777,362,000	売 渡 外 国 为 替	0
(金 融 債)	900,000,000	未 扎 外 国 为 替	0
(そ の 他 社 債)	26,803,947,713	そ の 他 負 債	1,017,354,407
株 式	319,299,986	未 決 済 为 替 借	44,215,195
貸 付 信 託	0	未 扎 費 用	189,089,283
投 資 信 託	3,973,720,962	給 付 補 填 備 金	30,357,566
外 国 証 券	3,399,242,288	未 扎 法 人 税 等	11,114,589
そ の 他 の 証 券	96,267,838	前 受 収 益	0
貸 出 金	115,274,209,670	未 扎 諸 稅	10,499,165
(うち金融機関貸付金)	0	未 扎 配 当 金	9,432,166
割 引 手 形	91,564,665	未 扎 未 済 分	441,553,000
手 形 貸 付	9,145,339,095	厚 生 年 金 基 金 未 扎 割 計 金	1,316,572
証 書 貸 付	103,787,932,693	職 員 預 金	91,584,035
当 座 貸 越	2,249,373,217	先 物 取 引 受 入 訂 金	0
外 国 为 替	0	先 物 取 引 差 金 勘 定	0
外 国 他 店 預 金	0	借 入 商 品 債	0
外 国 他 店 貸 金	0	借 入 有 債 証 券	0
買 入 外 国 为 替	0	壳 付 商 品 債	0
取 立 外 国 为 替	0	壳 付 債	0
そ の 他 の 資 産	2,143,104,166	金 融 派 生 商 品	0
未 決 済 为 替 貸 金	15,417,418	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	0
全 信 組 連 出 資 金	980,300,000	リ 一 ス 債	0
そ の 他 出 資 金	0	資 產 除 去 債	0
前 扎 費 用	11,000,000	未 扎 送 金	0
未 収 収 益	269,453,393	仮 受 債	178,192,828
先 物 取 引 差 入 訂 金	0	そ の 他 の 負 債	8
先 物 取 引 差 金 勘 定	0	本 支 店 勘 定	0
保 管 有 債 証 券 等	0	代 理 業 務 勘 定	274,611
金 融 派 生 商 品	0	賞 与 引 当 金	39,259,176
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	0	役 員 賞 与 引 当 金	0
リ 一 ス 投 資 資 産	0	退 職 給 付 引 当 金	43,668,717
仮 一 ス 扎 金	550,909,619	役 員 退 職 慰 劳 引 当 金	0
そ の 他 の 資 産	316,023,736	特 別 法 上 の 引 当 金	70,761,021
本 支 店 勘 定	0	再 評 価 に 係 る 緯 延 税 金 負 債	0
有 形 固 定 資 産	2,956,344,374	債 務 保 証 計	124,809,395
建 物	1,484,192,297	純 資 産	80,023,698
土 地	1,254,492,033	出 資 金	228,730,619,356
リ 一 ス 資 産	0	普 通 出 資 金	23,341,519,618
建 設 仮 勘 定	0	優 先 出 資 金	17,977,222,000
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	217,680,044	そ の 他 の 出 資 金	5,477,222,000
無 形 固 定 資 産	7,039,633	優 先 出 資 申 込 訂 金	0
ソ フ ト ウ ェ ア	0	資 本 剰 余 金	12,500,000,000
の れ ん	0	そ の 他 の 資 本 剰 余 金	0
リ 一 ス 資 産	0	利 益 剰 余 金	0
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	7,039,633	自 己 優 先 出 資	677,926,699
前 扎 年 金 費 用	0	自 己 優 先 出 資 申 込 訂 金	57,328,699
緯 延 税 金 資 産	0	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,580,000,000
再 評 価 に 係 る 緯 延 税 金 資 産	0	(うち目 的 の 積 立 金)	0
債 務 保 証 見 返	80,023,696	緯 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
貸 倒 引 当 金	△ 2,524,913,831	土 地 再 評 価 差 額 金	210,660,210
(うち個別貸倒引当金)	△ 1,476,190,233	負 債 及 び 純 資 産 計	252,072,138,974
そ の 他 の 引 当 金	0	期 中 損 益	122,838,448
合 計	252,194,977,422	合 計	252,194,977,422

店舗数(店舗)
(うち本店(店舗))
(うち出張所(店舗))
出資口数(口)
組合員数(人)

15
常勤役職員数(人)
(うち役員(人))
(うち男性職員(人))
(うち女性職員(人))

166
6
93
67

15
15
0
10,954,444
41,685

日計表(令和7年10月末現在)

(損益勘定)

コード番号 2092

都道府県名 福島県
組合名 いわき信用組合

損失	
科目	金額
預金積金利息	140,278,830円
預金利息	133,031,214
給付補填備金繰入額	7,247,616
譲渡性預金利息	0
借用金利息	340,115,243
借入金利息	162,049,179
当座借越利息	178,066,064
再割引料	0
売渡手形利息	0
コールマネーリ利息	0
売現先利息	0
債券貸借取引支払利息	0
コマーシャル・ペーパー利息	0
金利スマップ支払利息	0
その他の支払利息	249,278
人件費	574,506,664
報酬・給料・手当	475,330,648
退職給付費用	0
社会保険料等	99,176,016
物件費	647,324,148
事務費	463,010,376
固定資産費	89,524,983
事業費	58,607,286
人事厚生費	21,099,003
預金保険料	15,082,500
有形固定資産償却	0
無形固定資産償却	0
税金	61,265,914
(うち法人税、住民税及び事業税)	(25,329,173)
役務取引等費用	171,908,643
支払為替手数料	19,704,484
その他の支払手数料	2,839,834
その他の役務取引等費用	149,364,325
その他業務費用	0
外國為替売買損	0
外國通貨売買損	0
金売買損	0
商品有価証券売買損	0
国債等債券売却損	0
国債等債券償還損	0
国債等債券償却	0
有価証券借入料	0
金融派生商品費用	0
雑損	0
臨時費用	22,794,591
貸出金償却	0
株式等売却損	0
株式等償却	0
金銭の信託運用損	0
その他の資産償却	0
退職給付費用(臨時分)	1,866,500
その他の臨時費用	20,928,091
特別損失	2,139,531
固定資産処分損	2,139,531
減損損失	0
その他の特別損失	0
引当金繰入額等	0
貸倒引当金繰入額	0
(うち個別貸倒引当金繰入額)	(0)
賞与引当金繰入額	0
役員賞与引当金繰入額	0
役員退職慰労引当金繰入額	0
金融商品取引責任準備金繰入額	0
その他の引当金繰入額	0
その他の	0
法人税等調整額	0
損失計	1,960,582,842
期中損益	122,838,448
合計	2,083,421,290

利益	
科目	金額
貸出金利息	1,449,981,673円
(うち金融機関貸付金利息)	(0)
貸付金利息	1,447,588,721
手形割引料	2,392,952
預け金利息	122,525,826
預け金利息	122,525,826
譲渡性預け金利息	0
買入手形利息	0
コールローラン利息	0
買現先利息	0
債券貸借取引受入利息	0
有価証券利息配当金	274,863,431
金利スワップ受入利息	0
その他の受入利息	26,043,113
(うち買入金銭債権利息)	(0)
(うち出資配当金)	(26,041,500)
(うち受入雑利息)	(1,613)
役務取引等収益	177,703,681
受入為替手数料	59,657,378
その他の受入手数料	116,207,323
その他の役務取引等収益	1,838,980
その他業務収益	3,672,445
外國為替売買益	0
外國通貨売買益	0
金売買益	0
商品有価証券売買益	0
国債等債券売却益	0
国債等債券償還益	0
有価証券貸付料	0
金融派生商品収益	0
雑益	3,672,445
臨時収益	28,631,121
償却債権取立益	28,631,121
株式等売却益	0
金銭の信託運用益	0
その他の臨時収益	0
特別利益	0
固定資産処分益	0
負ののれん発生益	0
その他の特別利益	0
引当金取崩額等	0
貸倒引当金取崩額	0
(うち個別貸倒引当金取崩額)	(0)
賞与引当金取崩額	0
役員賞与引当金取崩額	0
役員退職慰労引当金取崩額	0
金融商品取引責任準備金取崩額	0
その他の引当金取崩額	0
目的積立金目的取崩額	0
その他の	0
法人税等調整額	0
利益計	2,083,421,290

店舗内現金自動設備	14店	19台
(うちCD	0店	0台)
(うちATM	14店	19台)
店舗外現金自動設備	3店	3台
(うちCD	0店	0台)
(うちATM	3店	3台)